

1 議事日程(第2日)

(平成28年第3回久山町議会定例会)

平成28年6月7日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 有田行彦	2番 山野久生
3番 阿部文俊	4番 吉村雅明
5番 阿部賢一	6番 佐伯勝宣
7番 阿部哲	8番 本田光
9番 松本世頭	10番 木下康一

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

7番 阿部哲	8番 本田光
--------	--------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町長 久芳菊司	副町長 只松輝道
教育長 中山清一	総務課長 安部雅明
教育課長 松原哲二	教育課付課長 久芳義則
田園都市課長 實淵孝則	税務課長 川上克彦
健康福祉課長 物袋由美子	上下水道課長 國寄和幸
町民生活課長 森裕子	経営企画課長 安倍達也
魅力づくり推進課長 矢山良寛	

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長 矢山良隆	議会事務局書記 山本恵理子
総務課係長 阿部桂介	

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（木下康一君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者、答弁者は、質問並びに答弁を簡潔にお願いしたいと思います。

現在、久山町議会では、一般質問を一問一答方式を試行的に採用しています。

では、順番に発言を許します。

1 番有田行彦議員。

○1 番（有田行彦君） 私は、2問質問事項を上げております。

平成24年に策定された第3次久山町総合計画に沿っての質問事項は、第3次久山町総合計画と久山町都市計画マスタープランについてであります。

では、質問の要旨としましては、第3次久山町総合計画で農業の担い手育成や多面的な農業振興を進めるとあるが、自己の農地について土地の再利用を考えている方は多い。都市計画マスタープランでの土地利用構想とあわせて時代の流れなどを考えたとき、農地所有者の土地利用を町長はどう考えられるか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久山町は、全町域を都市計画区域に指定しておる町でございます。したがって、議員も御理解されておると思いますけども、本町の総合計画では久山方式といった形で都市と農業を共生するまちづくりを目指していこうというふうにしております。土地利用を図る場合には本町の場合は非常に厳しい状況にありますので、なかなか個人地権者の思いどおりにはならないというのが実態だと思いますけれども、本町は周辺の町と異なる、先ほど言いましたように、総合計画においてむしろ都市化を進めるのではなく、3つの健康という形で、人の健康、社会の健康、そしてもう一つの大きな柱が土地の健康、すなわち健全な土地利用を図っていこうという形をしておりますので、個人の土地であっても久山町という形で見てみますと、町有地そして民有地が町土を構成してるわけですから、きちっとしたルールの中でまちづくりをしていこうというのが本町の考えでございますので、そういう厳しい規制の中で都市計画マスタープランの中では久山町は都市計画市街化調整区域の地区計画制度を持って導入しながらこの健全な土地利用をしていこう

形でしておりますので、現在その方向で進めているところでございます。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 健全な土地利用というようなことを盛んにおっしゃいましたが、結果的には今若い人たちが農業離れしておると、それで自分の持つてる農地を結局管理できないんです。管理しない関係で荒れてるいう状況もあります。その点もやはり頭に入れていただき、そして若い人の中には、もう農業をしないとはっきり言われる方もおいでなんです。その人たちは、もう捨て去っておくのかということも考えていただきたい。

そこで、平成24年第3次久山町総合計画策定時は、町内農家戸数は292戸あった。担い手育成と言われるが、農地は町内にあるが耕作者は町外の人が増えているのではないかと。農業振興地以外の農地は土地の再利用を考えても転用がきかない、やむを得ず農地として町外の人に手放しているのが現状ではないのか。そういう例もあるということです。農業振興とあわせて町は救済方法を考えるべきではないかと、こういう一部の方にも手を差し伸べる必要があるんじゃないか。町長が言われる一部の方かもわかりませんが、手を差し伸べる必要があると思いますが、その点どうですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 行政の立場からいえば、先ほど言いましたように、町は町の総合計画基本構想に沿って進めるべきだと思っております。個々に目をやると、今副議長がおっしゃったように、特に本町の場合は元農家の家庭では、ほとんどが担い手は育っておらず、むしろ第3次産業へのサラリーマン農業といいますか、そういう形で財産管理という形になってると思っておりますけれども、しかし土地という面から見ると、個人のいろんな理由はあるとは思いますが、私のところも農家なんですけれども、以前は農地を活用して農業をやっていたけれども現在は次の時代になると、いわゆるサラリーマンになって農業というのは管理農業としてやってこざるを得ない。だから、農地はもっと宅地転用して資産運用をしたいんだと、これはわかるんですけれども、土地利用からすると、法律というのは、なかなかそこまで個人の自由まで認めてくれないというのが法律であって、やはり国全体から見ると日本の農地は今自給率は40%を切ってるわけですから、これは絶対残さないかということも法的な縛りをかけているわけですから。やはり、農地であれば基本、農地としての活用をいかにしていくかということに行政としても取り組むべきだろうと思っておりますので、本町の場合、今そこが一番大きな問題になってますので、今後明日の農業を考える会もいろいろ検討していただいて、また提言までいただいておりますので、その方向に沿って何らかの形で農地が、農地として活用できる方策を今後も進めてまいりたいと思っております。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 現実、町長が言われること、農地は農地として置いときたいと、まずそれはわかります。しかし、それを耕している人が町外の人たち、そこに大きな私は問いかけをしたい。というのは私の仕事柄、例えばこの農地を手放すというのは、どれだけっらい思いをして手放してらっしゃるかということです。それをしかも、町外の人が、それを購入、あるいは町外の人しか購入できないと、その結果、久山町内の農地は町外の人が耕している。今町長が言わっしゃる農地は農地としてやってらっしゃる、それは町内の人じゃない。じゃき、平成24年の第3次総合計画のとき農家戸数は292戸あったんです、町内に。今大体どのくらいになっておりましたでしょうか。これは私は一つの大きな問題であろうということで質問いたしております。

そこで、第3次久山町総合計画でいろいろうたっております。担い手育成事業を進め、認定農業者を増やし、営農組織や農業生産法人を打ち上げ、多面的な農地活用を進めるとありますが、この5年で具体的な成果はどうだったのか。担い手あるいは後継者の方のそういうシステムがあるならもう少し我慢して持つところとかいうふうな形になられるんじゃないかという気がするんですが、特に平成24年から認定農業者とか営農組織、農業生産法人の数はどうなりましたか、その点お尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 数の推移は後で課長のほうから報告させますけれども、確かにこれまで担い手育成というのが大きな農振計画の中でも出してきてきましたが、現実には育ってないと思います。それは、先ほど言いましたように、農家そのものの職業構成というのが変わってきてるものと、久山町の場合は大規模経営の農業がもう成り立たないという状況にあるということだろうと思います。それで、今一番本年から力を入れて取り組んでいこうとするのは、町外の方に農地を持った方が出てきている状況、いろいろ家庭の事情であって農地を手放してあるんだと思いますけれども、問題はやはり国の農業政策が大規模農家あるいは農地を集約した農業法人等による、いわゆる大規模じゃないと、いけないということです。大規模に対して国の助成をやっていこうと、そういう形で国が政策をはっきり切りかえてるわけですから、本町の場合一番問題になるのは2反、3反の所有者の農業がもう機械化では成り立たないということです。一つは管理を受けてくれる組織を作ることが、まず第1番だと、これはもう農家の方も明日の農業を考える会でも、そういう提言をいただいています。だから、特に水田ですけれども水田の管理を受ける組織を作ることと、もう一つは農業いわゆる法人といいますか、管理を受けるのも法人化したほうが一番いいと思いますし、しないと国の補助がいただけないように30年からなるわけですから、

それともう一つは管理する法人と別に今度は農地を集約して自ら生産をする農業法人を作  
っていききたいと私は考えてます。そうすることによって、久山町の農地をいかにして守  
り、また活用していくかという、そういう体制を作らないと、今おっしゃるような外部の  
方に管理を委託したり農地を手放したりいう状況が出てくるんじゃないかと思っています  
ので、そういう形でいききたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） お答えします。

認定農業者の数につきましては、手元に正確な数字の把握はできておりませんが、  
若干の増減は出てます。多分平成24年当時は9名ぐらいだったと思うんですけど、今は  
10名か11名になってると思います。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） これは、認定農業者それから営農組織それから農業生産法人のいわゆ  
る28年度の目標額を第3次久山町総合計画の中に入っています。例えば、28年度に認  
定農業者を13名にすると、営農組織あるいは農業生産法人を5団体にする、それから体験  
農園をされる参加者を100名にする、こういうふうな目標値を上げてあります。それで、  
別の意味で、実はこれが農転がきけば、例えば駐車場なりあるいは宅地化なりすれば、農  
地を手放さなくても済むということも考えてもらわないかところじゃないかという気が  
します。

そこで、これからの農業振興という意味からして、今後は農業法人の設立に向けた支援  
体制、農地の利用調整を図っていくための体制作り具体的にどのように取り組んでい  
こうと思われてますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 農地の転用ですけれども、さっき言いました体験農園とかをやっ  
ていく場合の転用あたりは駐車場あたりの確保というのをできるように、これはやっぱり何か  
考えていかないかなと思ってます。

それから、今後どのようにするのかということなんですけれども、今中心になって作  
ろうじゃないかという動きがありますので、そういう方たちに中心となっていただいて、  
特に山田側は一応管理組合はできてますので急ぐのは久原側だろうと思ってますので、久  
原あたりまず作ろうじゃないかという動きがありますので。幸い、県の普及所も法人化を  
作るには、町がやるなら農家の方がやるなら一緒にやりましょうということをお願い  
してありますので、早期にそういう立ち上げをやって、それで先ほど言いましたように、管  
理法人にする法人とそれがそのまま生産法人になるのかというのを、あるいはまた別個に

生産法人を作るのかという形もありますけれども、いずれにしてもまずは久山町の農業が荒廃地が出ないような管理組織を立ち上げて、その後に久山町が目指してます6次産業農業といいますか、そういう形にするには、きちっとした生産法人を作ってやりたいなと思っています。そういう形で、そういう方たちの組織ができれば町としても予算的にも援助したいし、研修あたりもそういう形で進めたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 私は、農地転用を希望されてるという立場の方からお尋ねします。

実は、粕屋町では農業振興地域にもかかわらず企業誘致などの土地再利用を進めております、農振でしょ、これは。久山町の自由に使いたい人の農地の所有場所は、農振白地区域の土地利用調整内、宅地転用できるのか。それじゃあ、宅地転用するための農地の仕分けはされているけれどもどういった条件があるのか、あるいは久山町は農業振興地域なら開発できないということを前提に強く推しているのか。土地利用調整区域内は、先ほど言いました土地利用調整区域なら地域計画から外れているが、ここも家が、宅地転用ができるのかと、このところをお尋ねしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本町の場合、さっきも言いましたように、市街化調整区域が全町域の中の97%ですが、基本的にほとんどがそういう規制を張ってる土地です。その中でできる、比較的適用が緩和されてるのが、都市計画の市街化調整区域です。それと、農地については別個に農地法の規制がかぶってますので、農地は農振農用地と農振白地区域いわゆる通称白地といってますけど、農振農用地というのは基本的に農地以外はできないと考えて、特別な条件がない限りできません。農振農用地の白地というのは、調整区域内2つの規制がかぶりますけれども、その中に開発と転用とができる条件という、一つは町が設定してます市街化調整区域の地区計画区域内、これは地区整備計画を立てて町の都市計画審議会ですていただければそれで後は県との協議で転用というのは可能になります。ただし、条件は地権者の全員の同意が要るということです。それからもう一つは、市街化調整区域内の農地に限らず、その他の地目の土地でもあれなんですけれども、幾つか条件があれば、できるという開発があります。それは、よく御存知だと思いますけど、大きな道路あたりの沿道サービス事業、それから農家住宅あたりも、もちろんそうなんですけれども、それから物流関係で路線免許を持ってる物流については調整区域内でも、それが可能となります。幾つかそういう要件が該当する項目に関しては転用というのが可能という、それ以外は基本的にできないと考えておってもいいんじゃないかなと思います。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 基本的にできないところは農振の青地ですよね。

（町長久芳菊司君「はい」と呼ぶ）

ところが、今言いますように、粕屋地域では農振の青地を企業誘致をするために再利用しようということでやってるんです、そういう例もある。しかし、かつては副町長が現職の事務担当のときにトリアスの大型店をあのときは青地の農振を転用をされたと思います。6月1日に農林水産省は農地を貯蔵施設や住宅などに転用する際の許可権限を指定を受けた市町村に与えると、こういうふうなことやら新聞報道に出ております。それで、久山町もそういう転用したいという人にも手を差し伸べるという意味で、頭からだめですよと、こういうことじゃなくて、なら行政と一緒にそれをクリアさせるためには一緒になって考えましょうよと、こういう姿勢も必要だろうと私は思います。

次に、平成26年度決算監査意見書の中でも、自主財源を増やし企業誘致をするために土地利用の見直しの提言があったと、都市計画マスタープランで商工業流通施設の位置づけをしているところは速やかに土地再利用できるようにすべきではないかと思いますが、その点どうですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 都市計画マスタープランの中で、商工業とか流通系あたりのそういう大まかな土地利用のゾーン設定はやっております。それは全部、例えばこの地域は商業的な土地利用としましょうとか工業系にしましょうとか、それは先ほど言ったような条件をクリアするところを基本的にそういうエリアとしてやってます。あとは、そういうエリアのところについては、こういう開発条件が可能なところですよ、ということで今マスタープラン、あるいは都市計画の中で説明しているわけですから、その土地について、ここにそういう商業的な土地を活用しましょうとかいうことは可能ですよという形です。そういう中で、それは個人個人の地権者がそういう計画を提案されてもいいです。町は町として、行政のいろんな条件の中から、ここに企業を誘致しようとか、そういう形で今進めているところでございます。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 実は、私もこのマスタープランを見てまして、例えば農振の青地のところに商工業立地可能ということとをされてると、それで町長の先ほどの話じゃ、農振地域はこれという話がありました。それなのに、このマスタープランの中では農振のところに流通施設を位置づけてある、ちょっと矛盾があると思います。それと、一つの個人でやらっしゃるのについてはという話がありますけれども、例えば町内には農地を協定農地や地区計画制度の中で商工業流通系施設利用の促進による土地の有効活用地域と位置づけて

いるが、何の動きもないところがあるんです。特に、この協定農地は1人でやっていけないです。以前の話では、説明では協定農地は1人でやっていけませんよと。ここの農地の地権では、13人がよーいドンじゃないとだめですよと、その当時は。よく見てみましたら、最初からこんなのできんじゃないかと、ここは農振の青地地域じゃないか、それに何で協定農地とかの位置づけにしているのか、これはちょっとやっぱり疑問があるわけです。やはり、こういうふうな位置づけをしとつところは行政は積極的に何らかのアプローチをせないかんじゃないかなという気がしますが、その点どうですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 農振区域内の協定農地というのは、当時土地改良を全部やったんです、そこを。その中で、広いエリアの中で一部については将来8年、10年経過したならば新農地のほうに土地利用をすることが可能な土地ということで、農振農用地の中で協定農地というのを設定しております。ですから、当然協定農地を設定しているところは農地の真ん中じゃなくて、本町の場合やってるのは工業団地の近くとか、そういう将来非農地となったとしても農業に影響ないようなところを協定区域として設定してるわけですから。このエリアについては地区計画も一緒ですけども、農地を転用してもいいけれども個人個人でやるということは、これは想定してないことで、やっぱりきちっとした形でそのエリアを土地利用しなさいということになってますので、ある一定の面積の規模の中で宅地利用しようという形では、やらなくてはならない、これは一つのルールでございますので個人がその中の自分の土地だけ先に。そうすると、後の土地利用が道とか何かを考えると先にあった人はできても後ろの土地ができないという形になってきますので、条件としてはやはり一定規模の中で一定の範囲の中でそういうきちっとした地区計画を立てて、道路とかいうものをきちっと立てた開発であれば認められるというエリアでございます。

そして、あと積極的にということですけども、前回も言いましたように、今現在は久山町の場合は福岡県の都市計画、上位計画があって、その中で久山町の都市計画のいろんな用途のフレーム、例えば宅地にすべき、あるいは工業用地の面積、あるいは商業用地の面積というフレームが今工業系に対してはもう満杯なんです。だから、これ以上増やすことは今の都市計画の中ではできないので、今年度の見直しの中でその面積の配分ができれば、今おっしゃってるような可能な土地を基本としてやる、それから宅地については久山町が地区計画を指定しているところを優先としてそこをやるという形で進めなくてはなりません。ただ、いろんな事情で地区計画してないところを何らかの理由で、公的な事業とか社会的な事情で必要になったときは、そちらを先に優先するということが全くゼロという形ではないけど、基本は地区計画のエリアと今言った協定農地のところをそういう形で

やっていきたいと思っています。

それから、町が積極的にということなんですけども、先ほど言いましたように、地区計画による土地利用というのは全員の同意が必要です。地区計画定めたときは。ですから、地権者の方のそういう発意がないとなかなか町が仕掛けても途中で頓挫するということがあります。町も相当エネルギーをかけても、担当も1人、2人しかいないわけですから、上久原あたりがもう25年かかったんです。ですから、今までいろんなミニ開発をやってきて、できたところはやはりその土地を持ってある方たちがやろうじゃないかという意思を持って町に御相談していただいたところは割とスムーズにいきますので、そういう話があれば町も積極的にそこに乗り出して、おっしゃるように財政面の問題もあるし人口の問題もあるし、そこは積極的にやっていかなければいけないなと思っていますけども、基本はそういう形で地権者の方が何の土地利用に対する思いがないのに町が投げかけても、それは結局徒労に終わるという形がありますので、そういう一定の方たちのまとまりがあるところを優先としてやっていきたいなと思っています。これまでも今度の上山田の西田地区の土地区画整理が、これは短期間で、着手から、もう既に家が全部売れようとしてる、宅地が売れようとしてる、ああいう状態のところをやはり優先的に今後はやっていきたいと思っていますので、地権者の方たちも一緒になって、そういう思いを作っていただきたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） それはわかるような気がします。例えば、13人おられたら13人の地権者がまとまってくれと。しかし、なかなかこれは、町長がよく御存知のとおり、まとまるというのは難しいところがあるわけです。その中で、仕方ない、もう農地として手放そうと、町外の方という地権者の方もおいでになるかもわからない。こういう人たちは、非常に残念な思いをされるだろうと思います。それと同時に、開発を道がどうだこうだという話もされました。

そこで、私以前から町長に何度も都市計画道路、高橋・原線の進捗状況を質問しておりましたが、協定農地も計画道路の高橋・原線に沿ってあるんです。これが、高橋・原線の計画道路が進めば、また雰囲気が変わってくると思うんですが、その点どうですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 高橋・原線については、一つはまだできない理由は猪野・篠栗線、県道の篠栗から上久原に抜ける道の法線がまだ確定してないというところがあります。県もいろいろ案は作ってもらってるようなんですけども、今の状態の中で高橋・原線をあそこにぶつけるということはちょっと交通上問題があるということが一つと、もう一つはお

金の問題です。あそこはやはり、12メートルか13メートルぐらいの都市計画道路ですから、それを先行してやるとするとかなり投資事業をやらないかん。むしろ、今言われた協定農地の開発をある程度やろうということになれば、上山田もそうなんですけど区画整理組合、やっぱりそこには必ず事業費を地権者の方たちも投入せないかん。そうすると、用地を提供していただいてその用地分で開発を生み出すと、まずそういうことを町としてはやっていかないとなかなか財政も規模もちっちゃいわけですから、そういう形で進めたいと思っておりますが、あその辺の計画がまとまれば高橋まで行かなくても土地利用に支障のないような形での延長整備というのは可能じゃないかなと思っております。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 都市計画道路については、隣接している農家の農地の人も思いのほか希望を持ってあると思います。しかし、これももうそれこそ何十年も前のことから何も進めてらっしゃらない。それで、ひょっとしたら計画道路を進めますから協力をお願いしますよと言われた場合、それがきっかけでまとめられる可能性もあります。

そこで、マスタープランの中で主要幹線道路と位置づけている道路や地域環境を守る道路はまだ計画だけや未整備危険箇所がある。今後の取り組みについてどう考えられますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今本町の中で幹線道路といいますか都市計画道路、それから一級町道の状況といえば、今言った原・高橋線が都市計画道路としてまた着手という形で、もう一つは、やはり猪野から藤河、黒河を抜けていく県道35号線までの道路なんです。これが町としては主要幹線道路という形で考えてます。ここについても、先に道を通すというのが一番起業促進とか基礎になると思うんですけども、事業費、財政の問題だろと思っております。例えば、石切地区の大型開発をやれば開発等の中に道路についても一部財政的措置が生まれるという可能性があります。また、あるいは石切、原山地区のあの大規模な開発をやるとしたらその開発事業から負担金を取ってその道路を整備するという、そのぐらいやらないと、かなりの町の持ち出しになりますので、それを見ながらということで徐々に今延長はしてきてますけれども、一気にやろうとすれば、それとやるほうが町の財政にとっては負担がちょっと、ちっちゃいかなと思っております。

ただ、もう一つは道路計画をきちっと早く法線を決めてやらなくてはいけないのは、いろんな企業あるいは住宅整備しようとするにしても大事なものは、やはり上下水道だろうと思っておりますので、その辺のインフラ整備というのは、今後そういうのをにらみながら、それは先に進めていく必要があるかなと思っております。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 今おっしゃった石切、原山のあの町有地です、広がった。

そこで、私が思うには、前回の議会でも言いましたけども、あそこは小河内川が流れます、藤河、黒河地域沿いに。あそこに小河内川沿いに産業道路を造って古賀二日市線に接続するようにすれば、企業誘致もできやすいし、また久山町にとっても非常に便利になるし、あるいはあそこを草場地域の中を通らんで済むと、あるいは黒河、藤河地域の中を通らんで済むということで、町民の住民の方も交通安全については守られるという、私はそういう認識を持っておりますから、ぜひそれを積極的に産業道路の建設について考えていただきたいと思います。

次に、第3次久山町総合計画には基本構想、基本計画、実施計画があります。目標達成のための進捗状況はどうなっているのか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 平成24年度から28年度の5カ年で第3次総合計画の前期計画が設定されておると思います。本年度が前期計画期間の最終年度となりますので、現在後期計画の策定業務に着手してるんですけども、総合計画においては実施計画で数値的な目標値を設定して進捗管理を行うこととしておりますので、今年度の実施する後期計画策定業務の中で前期計画の進捗状況を検証することとしてます。今から、6月からそれを各課ヒアリングしながら検証をしていきながら後期計画の策定業務に入るところでございます。6月に後期計画の策定ワーキンググループ、これは庁内の課長補佐、係長、課長、課長補佐とか係長クラスとか、それから基本計画の目標達成等とはもとよりなんですけども、事業全体の見直しに取りかかることにしております。これと並行して総合計画策定というのが、これはもう課長クラスでやってますけども、組織して一緒に助言、指導を行いながら計画に反映させていきたいと考えてます。総合計画の進捗状況については、各課それぞれに事業についての進捗状況を今月からチェックに入っていきたいと思います。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 第3次久山町総合計画は、平成24年にできて10年間、今ちょうど折り返し地点です、5年。しかし、5年目ですけれどもなかなか成果が見えてこない。それで、今からまた見直す部分は見直していくと。例えば基本計画は5年ごとですから、それは結構です。それから、実施計画3年ごと、定期的に見直していってるということで結構ですから、私は私なりに重点プロジェクトの中の3つの点についてちょっとお尋ねします。

1つ目、人口についてです。

総合計画策定時は平成24年度は8,289人、コーホート変化率法でいけば平成33年で人口9,000人となっていますが、1万3,500人にあと残り5年で目標達成できるかどうか。

2つ目、定住促進につながる都市政策や付加価値のある住宅推進については、これは私提案でございますが、定期借地権を導入し土地を購入して久山の木を使った家を建築された方に得点を与えたり、以前のように久山の木を使うPRをすべきではないかと思いません。特に、これから草場地区に、これは町の事業でございますが、その宅地とかあるいは上久原区画整理地内の約2,800坪の土地については、ぜひ久山の木を購入しやすいように定期借地権あたりをしていただきたいと思います。

3つ目は、林業については現在木材価格が安く収益性の低下が続き、山林所有者は管理する意欲を失っている。宮崎県の諸塚村では、諸塚村の木材を売り込む村主導の産直住宅事業の取り組みで家づくりセミナーや木材産地ツアーなどを実施して、諸塚村の木材を利用して370棟が完成した。年に20戸、月に1.5棟ぐらいいは建てているということです、諸塚村のスギ・ヒノキを使って。

久山町でもこういう事業に取り組んだらどうだろうと、この3つの提案でございますが、どうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず1点目の人口問題ですけども、今少し上久原の区画整理あたりが進んでるといふこともあるんでしょうけれども、約8,500になろうとしています。上久原の今回、土地区画整理で生まれる宅地、それから上山田地区の土地区画整理の宅地、それから計画しています猪野は11戸ですけども、草場地区の70戸程度の宅地を想定しますと9,000人程度には達するんじゃないかなとは思ってます。ただ、人口のコーホートというのは久山町の場合成り立たないんです。本当は。久山町の場合は、自然増、社会増減あるいは自然増減では亡くなる方のほうが少し多い状況です。ですから、久山町の将来人口推計というのは、過去の推移でいくのはなかなか非常に難しい、コーホート方式ではなかなか出てこない。だから、町のそういう社会増を図る土地利用計画によって推計をしなくてはならないという形になりますので、そういった点では上久原、上山田、草場である程度その近くには行けるんじゃないかなと思ってます。

それから、久山の木を使った定期借地権……

（1番有田行彦君「土地を買うときに定期借地権というのをつけるんですよ」と呼ぶ）

またお聞きする。

（1番有田行彦君「そうですね、それはまた、済いません」と

呼ぶ)

久山の木を使った家づくりというのを以前テスト的なあれで進めましたけれども、結果だめだといいますからうまくいかなかったというところもありますけれども、あれは本当は短期間で、ああいうテストをやったからだめじゃないかと言われたのは、木材にひびが入ったとか、それぐらいだったんですが、あれはそういう久山の木を使って家を建てようとする人に久山の山の、この木を使うという形で、そういう人たちをこだわる人たち、オーナーとのネットワークというのを作って、久山の木を使った家を造っていかうじゃないかということでやったんですけど、なかなかそれはうまく理解できなかつたようなところもあります。ただ、今回の統合幼稚園が全て久山の木材という形で町有林の木を使ってやりますけども、非常に思うのは決して安くならないということです。自分の木材を手出ししてもより高くなる。というのはなぜかといえば、やはり製材から加工、そして加工した材木を管理する費用、それと一般的な住宅というのは木をそのままじゃなくて集成材という、より強度な材木に加工してしまうんです。これを使ったほうが工賃としては安くなるという、いろんな要素があつて、なかなか理想的にいかないというのが現状かなというのと、一番やっぱり金のかかるのは木材切り出し、製材、加工。残念ながら本町の場合は林業という形が現存しませんので、今おっしゃったようなところは、きちっと林業として製材の加工品もきちっとやってるし、そういう倉庫もきちっとしてる、そういう形をとっているとしますので、本町の場合たとえ久山の木を使ったとしても製材確保はどこかにお願いする。幼稚園の場合は、広域森林のほうに遠くまで持ってってという形になりましたけれども、そういうことがありますので結論として私は事業としては、もちろん久山の金をいろいろ提供するなら別として、非常に厳しいなというふうに感じてます。理想論と実際のあれが非常にギャップが大きいかなというのが私の素直な意見といいますか、そういうふうに思ってますので、とはいうもののやっぱり久山には多くの機械があるわけですから、これを宝の持ち腐れにならないように、今は幸い広域森林組合の機械化が大型でやってくれてますので、少なくとも過去よりは利益が生まれるような形になってますので、久山の木を使った家づくり、あるいは林業再生による住宅づくりというのは事業的に私は非常に厳しいんじゃないかなと思ってます。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） それでは、次の質問事項に移ります。

町の出資の権利や貸付金、基金について。

まず最初に、久山町土地区画整理組合貸付金貸付規則による上久原土地区画整理事業は平成27年3月で町は終了しているが、貸付金の現在の残高と支払い計画はどうなっている

かお尋ねします。

○議長（木下康一君） ちょっと済いません。有田議員、順番どおりでない。

（1番有田行彦君「4番目をさせていただきます」と呼ぶ）

こっちを先に進めますか。

町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと待ってください。

食のひろばの関係については……。

（1番有田行彦君「いや、違います。申しわけありません」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 4番の……

（1番有田行彦君「土地区画整理組合、それを先にしてください」と呼ぶ）

土地区画整理のほうをちょっとそれをしたいということで、④です。

○町長（久芳菊司君） 貸付金というような……

（1番有田行彦君「そうですね」と呼ぶ）

貸付金は、国と町に対して区画整理というのは今5,000万円ずつ残ってます。

（1番有田行彦君「1億円ですね」と呼ぶ）

はい。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 平成29年、来年度から国、町への貸付金1億円の返済が始まります。

以前町長の説明では、返済は区画整理組合の保留地を充てるとのことでしたが、保留地の現状はどうなってますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これはちょっと組合の関係ですからあれしませんが、まだ5宅地ぐらい残ってるとは聞いています。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） これは確かに組合の関係の件でしょうけども、今町長が言われたように、町、国は5,000万円ずつ貸してるわけです。国の貸付金に対しては町は国に対してどういう責任を持ってるのか。国は物的担保や毎年の事業実績報告書や決算書の提出を要求してるのではないかと思います。これで、また保留地を処分して足りない分について心配ないかということです。第13条には、実績報告書に償還資金計画書の書類の提出を受けている。その中に組合のことですからと言われりゃあ私もそれ以上言えんかなと思います

が、預金通帳等も確認はされています。まずは、町は国に対してどういう責任をとれるかお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これは国と区画整理組合の貸付金ですから、もちろん町が責任ないとかいうことは申しませんが、町はきちんと管理指導はしていきたいと思っておりますけれども、ただこの返済金については29年度までと30年度までにそれぞれ2,500万円ずつ国と町に返すようになってますので、今の段階で責任とかそういうことは、どうかなと思えます。組合もきちっとした計画を持って保留地を処分して返還に充てる、その計画はきちっと作ってるわけですから、それに沿って考えてると思っております。ただ、いろんな区画整理区域の地権者の方からの心配の声が上がってるというのは聞いてますので、今おっしゃったように、町としても会計状況を今度入りたいと思っております。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 私はなぜ国についてという話をしたかっていうと、以前の議会で質問しましたときに、そんなとき言われたんです、保留地を処分して返す。そのとき恐らく、保留地を処分してしもうたら8,700万円だ、1億円に1,300万円足らん分があると。今度は、この保留地を今現在8,700万円生むことができるのかという心配があるわけです、私は。それと同時に、もし国に返すことができなかつた場合、町は立てかえて払わなあかんのかという心配もあるということです。それで……。

○議長（木下康一君） 続けてください。

○1番（有田行彦君） 国に対して返すことができなかつた場合、町が立てかえて払わないかんのかという、そういう心配もあるということで、さらに聞いておるわけです。その点どうなんですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 借用証書を見る限り町は入ってないです。組合との関係になってます。それから、今おっしゃった保留地を売っても足りないというのは、私はそういうことは聞いてないんですけど、どういう情報なんか、ちょっとわかりませんが、それはないと思えます。保留地を処分せん限り組合の収入というのは、ないわけですから、それ以外の収入でもって返すことは不可能だと思います。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 前回の議会的时候、私は町長に聞いたんです。これは議事録見てもらうたらわかります。保留地を充てると、じゃあ今現在、保留地は幾らあるのかと聞いたら8,700万円とおっしゃったんです。だから、8,700万円じゃ足らんじゃないかということ

私言うた覚えがあります。

そこで、要するに町が国に組合にかわって払わなければいいと私は思います。そういうことになったらいかんと思います。そこで、組合から保証人とか担保物件をとっておられるかちょっとお尋ねします。

○議長（木下康一君） 田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 今の件につきましてお答えいたします。

組合関係の貸し付けにつきましては保証人を立ててもらって、それから土地につきましては保留地の分を担保として貸し付けを行っております。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） それ以上は、もう聞きませんが、その保留地については通常だったら担保物件や抵当権とか設定してますよね。そういうなのが、あるかどうかということ、保証人に対して町や国に返すというお金がない場合は、その保証人の方が責任を持つのかということです。この点をやっぱり確認しておかないかんと思います。

そこで、もとに戻りまして、平成7年設立の久山町久原工業団地内の民営会社に出資しているが、20年たった今町民に何か還元するものがありましたかどうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃってるのは、レオロジー研究所のことかと思います。結論からいうと、まだこの会社は7年間研究して、その成果でもってロイヤリティーを上げようやないかということで販売の会社とか組織してやってますけれども、今のところ利益は出てません。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 私は、町長が今言われた赤字の会社とか利益の出ない会社が二十何年間存続するということです、信じられんです。そういうところに町が出資する意味はない、町民に還元することができないような会社に出資するという意味はないと私は思っております。

そこで、次は食のひろばに移ります。

（株）食のひろばへの出資金500万円は今後どうなるのかということをお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 食のひろばの関係は、前議会のときに2月29日をもって解散ということで報告したと思います。経緯だけ先に申し上げますけども、解散をもって清算手続に着手しておるんですけども、官報掲載する必要ということで官報掲載して、5月中旬で公告期間が完了しましたので、その完了をもって公告管理をもって清算事務のほうに入ってま

す。現在、手続は進めておりまして閉鎖登記に入ってます。閉鎖登記が2週間程度かかるんじゃないかなと思っております。それでいいですか。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） じゃあ現実、まだ清算決定の登記は終わってないということでしょうか。それで、私は何もしてなかったら、この500万円はそのまま町に返済するべきではないかと思っております。先日も町民座談会の際に、道の駅観光交流センター事業のため町民の税金を調査、設計に使い、結局白紙になったことに対し町長にはペナルティーはないのかという厳しい町民の声がありました。今回（株）食のひろば出資金500万円返済に疑問があれば、代表取締役である町長、副町長の責任はどうなのかの町民の声が出るのではないかと思います。こういうことの中で、町民に今度はどういう説明をさせるか、その点ちょっとお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） どういう説明といたしますか、事業ができなくなったわけですから、会社を解散登記してるわけです。ですから、それに従って、先ほど言いましたように、閉鎖登記のほうに、清算登記を進めてますので、あと2週間ぐらいには完全に登記は完了すると思います。清算は、町が500万円、フォアサイトが300万円してるわけですから、その出資割合に応じて今まで使った必要経費を除いた分で分配をしたいと思ってます。

一つは、完済額を変更したときの登記手数料が3万6,200円、振込手数料は108円、それから官報掲載代が3万2,296円、振込手数料が540円、会社解散登記手数料が9万7,000円ということで大体16万6,000円ほど支出が出てるわけですから、これを町とフォアサイトで出資配分比率によって分配して残りをそれぞれに返すという、こういう形でございます。町は489万7,629円、フォアサイトが293万8,578円、こういう形で清算という形にしています。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 要するに、先日の町民座談会の際には、町長がもう事業は終わったんだからこういうふうになりましたという説明をされた。それで、町民の方が納得いかなかったから町長あなた自身のペナルティーはないのかという質問があったと思う。今回の食のひろばも関連の事業ですから、よく町民の皆さんに説得できるようにやっていただきたい。

次に、熊本地震等の災害が久山にも起きるかもしれないと。熊本地震では熊本県内の13カ所のため池に亀裂が入ったりしている。いざというときのための補修、点検や災害基金を設立するべきではないか。また、現在積み立てられている9つの各基金は明確な目的

で積み立てられているか。実は、これも草場区での町民座談会のときに、区民から中ノ浦池に心配があるとの質問があったわけです。梅雨時期を迎え町内の穴口池、池上池などのため池、河川は問題ないか、また中ノ浦池は工事は終わってなかったのか、この点ちょっとお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本町の場合は、災害の財源としては財政調整基金を用いるということで条例に定めてますので、あえて災害基金というのは積む必要はないんじゃないかなと思ってます。それから、ほかの基金については、それぞれきちっとした目的を持って基金として、一時整理したんです。10ぐらいあったのを、どうしてもやっぱり残すべき基金として今残ってるのが今の目的基金になっております。

それから、ため池のほうですけれども、ため池調査を平成26年度に福岡県が堤防の高さが10メートル以上の県内のため池について対象として耐震調査を実施いたしました。本町においては、草場池だけが調査対象となって平成27年にその報告書が出されてましたけれども、調査レベルは1ということでマグニチュード8程度を想定した耐震調査でしたけれども、草場池は危険度は低いということで現在は緊急対応を必要としないということでございます。

それから、今言われた中ノ浦については、まだ調査はやってません。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） 私の記憶では、中ノ浦池はもう工事を1回やったと思ってるんです。それで、やった中ノ浦池に対する草場区の方の質問があったたということです。これについてどうだろうかということでちょっとお尋ねしました。

最後に基金について、先ほど基金については、いろいろ説明されましたが、基金について災害が発生すればを待つだけでは対応は不可能かもしれないが、基金を積み立てておけば防災組織の活動支援や災害時の要援護者への迅速な対応ができるのではないかと。しかし、このことについては先ほど町長の答弁を聞きまして安心しました。現在、採石災害対策基金が積み立てられています。金額は370万円、当初から何も変わってない。増額することは考えていないか。土砂災害が発生するおそれがある危険箇所もあり、また……。

○議長（木下康一君） 終わりました。

○1番（有田行彦君） 採石場の跡地については……。

○議長（木下康一君） はい。

○1番（有田行彦君） これで最後です。

○議長（木下康一君） もう終わりです。

○1番（有田行彦君） それで……

（「答弁も、それが」と呼ぶ者あり）

答弁はいただかんでいい。

○議長（木下康一君） 答弁があったときは、時間があって答弁中はもうその答弁を求めますと言うことで。

（1番有田行彦君「はい、わかりました、はい、いいです」と呼ぶ）

よろしいでしょうか。

（1番有田行彦君「はい」と呼ぶ）

では次に、2番山野久生議員、質問を許可します。

山野久生議員。

○2番（山野久生君） 私は、2つ質問させていただきます。

まず初めに、公共施設の老朽化対策について。

町には多くの公共施設がありますが、計画的な老朽化対策はとられているのか、それとも緊急に必要な補修にとどまるのか、現状についてお伺いいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これまでどちらかというと緊急に応じてといいますか、そういう形でやってたんですけども、これは国のほうがある程度公共施設について将来的な計画を立ててやりなさいということが出てきてますので、現在は平成27年度に久山町公共施設等総合管理計画を策定したところがございます。今後は、この計画に沿って公共施設等の維持管理を財政と見合わせながらやっていきたいと考えてます。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） 27年度に策定されたんですね、計画自体は。29年度までに完成予定ということですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そうです。この方針に沿って、29年度までに各公共施設全部で47ありますので、それで各部署と調整を行いながら実施計画を作ってまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 山野議員。

○2番（山野久生君） 特に私が聞きたいのは集会場のことについてなんですけど、建物の状況を把握するには今年度中にでも各行政区の方とヒアリングとかをされる計画はございますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今のところはありません。

○議長（木下康一君） 山野議員。

○2番（山野久生君） 集会場は行政区の方の利用が中心にありますが、現在のように行政区の負担が大きくては将来限界が来ると思います。

そこで、長期的な観点で維持管理について、町と行政区の役割についても明確にする必要があると考えますが、その点についてどうお考えですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 公民館等の施設管理については、今おっしゃるようにもう少し明確にする必要があるかなと思っています。ただ、今現在は大きな補修等については町で施設の費用は負担をするようにしています、屋根全体のふきかえとか。ただ、ちっちゃな通常の管理でいうガラスが割れたとか備品関係とか、そういうものについては行政区のほうでお願いして、ある程度20万円以上超えるような、もし備品等とか何かそういう簡易な工事が出た場合は20万円を超す部分については町で負担すると、そんなある一定の取り決めは町のほうで持っているんですけども、問題はやはりこれから公民館建設、それから補修を含めて町と行政区との負担割合、負担区分をどうするかということは、もう少し明確に話し合っておく必要があるかなと思っています。ただ、一番悩ましいのは、行政区によって財政的な力があるところとないところがあるんです。だから、どうしても抱えている人口が少ない地区、あるいは財産区とかの援助がない地区については、別個に少し考えていく必要があるかなと思っていますけども、基本的にどこまで町が見て、残りはやはり行政区のほうでという。だから、建設もそうですけど維持管理も地区の施設なわけですから、公民館法による公民館じゃございません、地区の施設ですので、ある程度受益者負担という形でそういう維持管理費というのは行政区のほうできちっと準備をしていただきたいというのが私の考えでございます。ただ、大きなものについての基本的な取り決めというのはもう少し明確にしていきたいと思います。

○議長（木下康一君） 山野議員。

○2番（山野久生君） できるだけ行政区の負担がないようにお願いいたします。

そして、次の質問に移ります。

家庭トイレではほとんどが洋式トイレになっているが、公共施設、特に公民館等ではまだ和式トイレが多い。利用者の大半は、足腰に負担をかけない洋式トイレを利用している。今後、洋式トイレにかえていく考えはございませんか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 詳しいことは私もわからないんですけども、大体特に新しい公民館

また集会所は洋式トイレも設置してあるんじゃないかなと思ってます。洋式トイレがないところの要望については、大体今区長さんから申し出があれば、そのように対応してる状況でございます。ただ、公共施設、学校とか町の施設あたりも洋式が今までなかったところに、特に高齢者が利用されるところについては洋式を導入してますけれども、全てを洋式にというわけにはいかない。一つは、特に小・中学校あたりは逆に子供たちが洋式には使わないというところもありますので、それにもやはり和洋という形でやっていきたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 山野議員。

○2番（山野久生君） また公民館のことに集会所のことになりますが、敬老会についても現在各区で実施しており、衛生設備等の大きな修繕については行政区だけの負担では本当にきついと思いますので、その点を考慮された上、協議をお願いします。

次の質問に移ります。

AEDについて。

AEDは、一般の方でも簡単に安心して除細動できる機械である。本町においても各公共施設に設置されたが、緊急時に安心して使用するための町民への使い方の指導、また持ち出しての使用が可能なのか等をお伺いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） AEDの使用方法についての一般住民の方への研修といいますか、周知方法については、一応消防団のほうは消防署あたりで研修をさせていただいておりますので、要請があった場合はということで消防団には通知してるということですが、その辺をきちっと住民の方へのAEDの使い方、指導あたりについては基本各分団の消防団が行政と一緒にさせていただいて、そういう講習の場を設けていただけるように、これはきちっとまた消防のほうと話を詰めたと思ってます。そして、講習に当たってのいろんな援助というのは、これは消防署はそういう専門部署がありますので必ず来ていただけると思いますので、そういう形をとっていききたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 山野議員。

○2番（山野久生君） AEDは講習を受けていないと使えない器具だと考えておりますが、消防団員に指導してもらおうということ、講習をさせるということですが、消防団の指導講習の資格を持っているのは何人かおられるのでしょうか、御質問します。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 消防団の中にもそういう研修をきちっと受けて指導できる方もいると思いますが、消防団だけで無理であれば消防署は必ず指導員が来ますので要請してもらえ

ればそういう形でできるんじゃないかなと思ってます。

それから、AEDは資格を持たないと取り扱いできないということはないから、あれは誰でもあければきちっとアナウンスでこうしてください、こうしてくださいということで指示しますので、基本的にはそれでできるんですけども、やはり経験をしておかないとなかなかとっさのときにはできないということで、それでそういう講習の場というのを設けたほうが、これはよりスムーズにいくんじゃないかなと思ってます。

○議長（木下康一君） ちょっといいですか。

1点、最初の持ち出し使用は可能か何か、ちょっとその答え。

町長。

○町長（久芳菊司君） 公共施設に町が設置していますのは、あくまでもその施設内でいろんなことをやられるときに何かそういう緊急事態が起きたときにということで、公共施設に配置しています。ですから、あとは使用については臨機応変ですけども、例えば公民館に設置してるのを運動会をしてるときになったということと当然外に持ち出しできますけども、一般日常にというのは、それは行政区によって違うんでしょうけれども、やっぱり管理上施設内に置きますのでいざというときに来ても公民館はあいてないかもしれません。それはやっぱり行政区のほうで、基本は行事とかそういうときにそれを使うんだというのが公共施設に置いている目的でございますので、一般に普通の方がという形では今設置はしていません。

○議長（木下康一君） 山野議員。

○2番（山野久生君） AEDは、住民の命にかかわる大事な機械、本当各施設に備えてくださいましてありがとうございます。町主導で早期に指導のほうの実施をお願いして質問を終わります。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど言いましたように、これは防災とか救急に関しますので、町と消防団、そして消防署と、そういう連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 次に、3番阿部文俊議員、質問を許可します。

阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 私は、3問の質問をさせていただきたいと思います。

まず1問目が、県道猪野・土井線の歩道の設置を早急にということで、この問題は過去に質問をさせていただきました。その中で、過去に町長は29年に完成予定ということで、しかしながら県の事情を鑑みてわからないよというようなお話等がありました。ところが、今現在です。蒲田西と名子道が道路が開通する状況になっております。まして、名子

道のところに信号等もほぼ設置されたと言われました。そういう中、高速道路をおりてからこの道路を通過して久山、古賀に抜ける台数は相当多くなると思いますが、今までの進行状況と今後のスケジュールと状況を教えていただけたらと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 猪野・土井線の道路改良事業につきましては、本当に長い地元の要望があつてはるんですけども、県もその声に応じて早く予算措置をしていただいたんですけども、何せ県事業の中で用地確保が非常に難航したというところがございます。事業に係る地権者の方ともいろんなお声がありまして、町としても地権者の方たちの、道路直接じゃないんですけども、いろんな要望に応じて地権者の問題を解決してきたところがございます。おかげで、大体平成27年度中にほとんどの用地の買収が終了したという報告を受けています。ただ、1件のみまだ解決してないというのが状況でございます。工事については、本年度から着手するというふうには聞いています。ただ、時期につきましては農繁期等の問題がありますので、という時期を見て着手に入ってくれるものと思つてます。町としてもこの県道整備の早期完了に対して何らかまた要請があれば協力をしてまいりたいと思つてます。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） この件につきまして、今から2年半ぐらい前に僕がこの質問を出したと同時に、地元の地権者の代表者と私と哲君と向こう側も数名で相談しながら区の道の安全を考えないとこの土地は生きてこないよという話とかいろいろやりました。そういう中で、今町長が言われましたように、去年私のほうにも地権者のほうにも10月で大体地権者のほうとしてはもう納得いった、お互いの話したものがうまくいきましたからという報告がありました。しかし、今町長が言われましたように、1件というよりもこれは田んぼじゃなくて別の物件だと思います。その件につきましては、やっぱり県とそこの所有者、業者かわかりませんが、所有者との関係がうまくいかないとなかなか前に進むような状況じゃないと思います。そういう中、久山町の代表、町長として県のほうにそこをうまくいくようにという陳情とか何か要望などを今後やっていかれたらどうかなと思いますが、町長お答えをお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃったように、用地交渉というのができれば大体事業というのは8割方終わつていられると言われてますけども、今回の用地交渉については阿部議員とか阿部哲君あたりが議員さんたちが後押ししてくれたのは、本当に大きな影響があつたんじゃないかなと思つてます。残り1件の方については、県のほうにその状況をよく尋ねてみ

てから動きたいと思います。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 今の第1問として大体町長の考えというか、もうやるよという気持ちが伝わりましたので、1問のほうはそれで私はいと思います。

次に、2問目の問題に質問させていただきます。

夜間の安全対策に外灯の設置をというところで、外灯が久山町は割と市外から久山町に入ったときに明かりがちょっと少ない、特に夜中は明かりが少ないような感じがするし、子供とか学校帰りとか心配するところも多々多くあります。そういう中で、外灯をつけることによって上山田は今は確かにきれいな歩道ができて外灯もできとるから、ものすごくきれいなところ、ああ、ここやったら住んでもいいなという感覚を受けますが、あと草場と上久原の件が今後こういうところに安心して住めるなという外灯を今後つける計画案はあるかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 新規宅地については、上山田のほうから区画整理のところもそうなんでしょうけれども、基本その地区と協議しながら街灯設置をやってるところでございます。だから、上久原についてもそういう要望が上がってますけれども、まだ当初はぼつぼつとできるもんだから、その辺は家の近くあたりを重点にやっていますが、全体的にはやはりきちっとしたそういう防犯灯あたりはつけていきたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 僕は、こういうふうな問題を上げたときに、やっぱり夜何回か外周りを車で回って、夜間がどういう状況かなというのを何回か回ったんです。そういう中で、下山田から草場、猪野の間の新幹線沿いですけども、ここがもう全く照明が2個あるかないかかなと思うぐらいに、車もあれだけおって、まだ夕方になると散歩される方が大変多いんです。こういう中で、特にこちらの新幹線沿いは暗闇の中で安全を守るためには、どうしてもここは早目に計画してもらったほうがいいんじゃないかなと思います。そのために、そこが明るければ草場のほうは今割とレイクウッドのほうまでずっと行ってるんです、歩道に照明が、あそこに行くともまだ明るいんですけど。そういうふうなことで、そういうところに住みたいよと、やっぱり気持ちの悪いところにはなかなか土地も買いたくないし、住めるかなという心配もあると思いますので、そういうところからその外灯の問題は私はちょっと気になるなと思いましたから今回させていただきました。その件でもう一度確認をお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃってるのは、防犯灯というよりも街路灯みたい、要するに町の景観とか安全という形だと思います。防犯灯については、各行政区長さんからその都度要請があれば問題なければ対応をされていております。あと主なそういう幹線道路とか、道路等の外灯についてはチェックして検討を進めていきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 日本の運用法をですね。大体少しは協力するような訂正であるかなと思います。それで、2問目のほうは終わらせていただきます。

次に、3問目に入らせていただきます。

子供の貧困問題対策はということで、今回上げさせていただきました。今テレビや新聞等で多くこういう問題を上げて放送されたり新聞に載ったりしております。そういう中で、教育長に御相談させていただきますと、今子供たちの貧困問題の多くは、先ほど言いましたように、聞く状況でございます。また、年収が244万円以下の、これは4人家庭でしようけども、方が対象で全国比率では九州では、沖縄が一番悪いという状況を聞いております。そういう中で、全国で4番目が福岡県という報告があった。今の久山町の状況はどうか、教育長さんどうぞ、お答えをお願いします。

○議長（木下康一君） 教育長。

○教育長（中山清一君） 貧困対策あるいは就学援助の久山町の現状についてのお尋ねだと思います。

久山町では経済的理由で就学が困難な小・中学生の保護者を対象に援助をいたしております。援助の対象者といたしましては生活保護を受けている要保護世帯、それと生活保護は受けてないが生活が苦しい準要保護世帯がございますが、教育委員会が就学援助をいたしておりますのは準要保護世帯でございます。ちなみに、平成25年度の久山町の準要保護いわゆる就学援助を受けている世帯は平成25年度が23世帯、小・中学生合計53名、平成26年度が31世帯、62名、27年度が35世帯、68名というふうになってます。年々少しずつではございますが増加傾向にあります。具体的に就学援助の援助品目といたしましてはたくさんあるんですが、学校給食費、学用品費、校外活動費、これはキャンプとか社会科見学等の経費でございます。それと、修学旅行費、そして毎年定期健康診断がっておりますが、援助を受けてる対象者が診断後に治療の指示を受けた医療費、こういったものを支援をいたしております。それが現状でございます。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） これらの就学助成制度の町民への周知方法は何か、どういう形かの方法を考えてありますでしょうか。

○議長（木下康一君） 中山教育長。

○教育長（中山清一君） 昨年までは4月の町の広報あるいは事前に小・中学生の入学説明会というのがございますが、その中で説明をいたしておりました。これではなかなか全員の皆さんに周知が徹底してないんじゃないかということで、本年度より子供を通して全家庭に配付をするようにして周知徹底を図るように努めております。

以上です。

○議長（木下康一君） 阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） そのように子供さんたちや父兄たちがうまく情報を得ることが一番大事かなと思っております。本当にそれはいいことだと私も思います。

最後になりますけども、その後の家庭支援はあるのでしょうか、どうでしょうかということ、最後にさせていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 中山教育長。

○教育長（中山清一君） 貧困対策は、先ほど申し上げました経済的な支援という部分もございまして、行政が家庭に寄り添って精神的に支援をするということも必要じゃないかというふうに考えております。

そこで、久山町では本年度からスクールソーシャルワーカーを県から派遣していただくようになりました。皆さん御存知のように、スクールソーシャルワーカーというのは子供の家庭環境の問題に対処するために、あるときは児童相談所と相談したり、あるいは保護者の就労をハローワークと連携をとりながらあっせんをしたり、そういった福祉の専門家でございまして、子供の家庭環境の改善を図る相談をする大事な役割をしております。

今回週8時間でございますが、県からそのスクールソーシャルワーカーを派遣していただいておりますので、これを有効に活用して子供たちの家庭支援に当たりたいというふうに考えております。

○議長（木下康一君） よろしいですか。

○3番（阿部文俊君） はい。

○議長（木下康一君） では、ここでしばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、1番有田行彦議員の中で、認定農業者の件につきまして田園都市課長から申

し出があっておりますので、発言を許可いたします。

田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 先ほどの答弁の中で、認定農業者の数につきまして一部ちょっと間違いがございまして、訂正をさせていただきます。

平成24年4月現在では9名、これは間違いございません。平成27年4月現在につきましては2名の方が再申請をされておらず、その分マイナスの2、それから1名がプラスになってます。計8名でございます。再申請をされてない方の数を私のほうに入れるのを忘れておりまして、その分でこのマイナス1。平成28年4月については8名と、現在1名審査会にてヒアリング中でございます。だから、若干増えてるということで答弁いたしましたけれども、再申請をされてない方を加えるのを忘れておりまして、ほとんど変更があつてないというふうな状況でございます。済いません、おわびを申し上げます。

○議長（木下康一君） 次に、2番山野久生議員の公共施設の老朽化対策のところでの町長のほうからまた発言の許可願が出てますので、発言を許可いたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 山野議員の御質問の中での地区の集会施設の補修等に関する町と地元との費用負担関係ですけども、修理の中で20万円までは地元負担、それを越す分については町負担ということで、これは小規模改修についてはそのようにしてます。大規模改修はもちろん全額町のほうで負担ということですので、その辺のところをですね。ただ、小規模がどの範囲かというのはまだ明確な線が引けないところもありますので、この辺もまたきちっとある程度区分できるような形にしたいと思っています。基本は、原状復旧の補修であればそういう形でいいんですけども、改善を求めるみたいな形になると、やはりある程度地元負担をしていただかないかなのかなという形で考えてますので。いずれにしても、先ほどの発言の中での超す場合は20万円までは地元負担、それ以上は町が負担しますよというのは小規模の補修でございます。大規模の場合は、当然全額町のほうでやっております。

以上です。

（6番佐伯勝宣君「議長、6番、議事進行、議事進行」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） はい。

○6番（佐伯勝宣君） 議長に先日議長室でお話ししました4月27日の件、会議録、さきの3月議会最終日の会議録の件をもう一度お伺いしてよろしいでしょうか、議長発言。

○議長（木下康一君） ちょっとこれも……

(6番佐伯勝宣君「いいんです、後で」と呼ぶ)

これ今質問状ちょっと待った。

(6番佐伯勝宣君「わかりました、了解です」と呼ぶ)

別にしてください。

では次に、5番阿部賢一議員、質問を許可します。

(「違う、違う、順番」と呼ぶ者あり)

済いません。

済いません、もとい。4番吉村雅明議員、発言を許可します。

吉村雅明議員。失礼しました。

○4番(吉村雅明君) 飛び抜かされよりますけど、私のほうからは2点質問をいたしたいと思います。

まず1点は、農業の施策対応についてございまして、これは皆さん御存知のように本年の3月第10回の百姓談義がありました。その講演の中で、今後国の農業施策、今後2年間で大改革だよというのを中身を含めて説明をずっとなされました。その中身といたしましては、各種交付金の交付対象者の見直しというのが大きな柱でございます。そのためには、交付対象者は認定農業者、それから2番目は法人化及び確実な集落営農というところに、また認定新規就農者ということでございまして、この3つの大きな中でも1つは2の法人化が一番問題ではないかなというように思います。この説明に対しては非常に勉強になったところでございしますが、町としてはあれから2カ月以上たつものにもかかわらず、どういうふうに今後やっていくのかというのが全く出てこないし、どうなったかというのが私が一番聞きたいことでございます。特にこの交付金の対象者の見直しについては、一般の農家にはもう何も今後はないというのが基本的でございますので、だんだん助成とか交付金はないということでありますので、これについては法人化に向けた集落営農に対しての協力、土地の集積というところについて今後は協力していきながら農業を守っていくと、地域農業を守ろうというのが一つの大きな国の施策でございます。そういう面で今も説明がなされた例の認定農業者の数にしても7人とか8人とか9人とか、そのところを行ったり来たりという形でありまして、余りここ何年かもほとんど増えていないという状況。それではとてもじゃないが、今後こういうところには、これ以外のところにはお金は回らんよというところでありまして、やっぱり法人化及び確実な集落営農を今後、久山町としても対応していくのかということが、一番大事なことじゃないかなというふうに思います。そういう面でここは大きな問題として、町はどのようにあのときの講演を聞かれて町長もみんな来ておりましたんで、どのように今後、町のあれを対応されていく

のか、そこをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 百姓談義の中で、今おっしゃられたような講演があって非常にわかりやすく皆さんも聞かれたんじゃないかなと思ってます。現実には、国の方針が大規模農家への集積化、それから法律的な農業経営という形を進めようとしておりますので、認定農業者あるいは集落営農とか法人、これに徹底して補助金を出すという方向にするということでございますので、久山町の農業もそのような国の補助金を活用しようとするれば、認定農家というのは、これは個人個人でそれぞれの考えの中で農家としての認定を受けて自分でやろうという方、これはこれでいいと思いますけども、あとは一般の方は個人で認定を受けられないわけですから、これまでのいろんな補助金がカットということになりますので、そういう状況を踏まえて農家の方にも、そういう法人組織を作って受け皿を作っていくということ今動きがあつてます。まだ何も動いてないじゃないかなということなんですけど、実際はいろんな話を打診をしながら、地区ではもう地区の農家の方にこういう組織を作ってやりたいと思ってるということも言われてる地区もあるし、先ほども言いましたように、やっぱり中心となるような人たちが動いていただいて、町と県でそれをサポートするという形をとるように考えてますので、何も動いてないという状況ではございません。ただ、これは町が作り上げるわけではないわけですから、これはやっぱりスタートを間違わんようにしとかんと、せつかく今農業者の中で自分たちでそういうメンバーを作ってそれを特に、先ほど言いましたように、久原校区については、まずいろんな農家の方たちが困ってるから、またこれからもすぐそういう状態になるから、早くそういう組織を作り上げようという形でしてますので、まずはどこかで作り上げて、それから各対応をしていくやり方がいいんじゃないかなということで、今そういう動きをしていますし、またこれからはきちっとそういう普及所のほうも手伝いますよということですので、一緒になって設立のほうへ努力してまいりたいと思っております。

○議長（木下康一君） 吉村議員。

○4番（吉村雅明君） 今話を聞きますと、各地区でそういう話もありよるよという話なんだけども、私のほうも確かにこの件について、あれから終わってすぐ集まっていたいていろいろ話もしたほうです。その中では、猪野のような機械利用組合を持っておつても、ちょっと無理だということで、これは猪野地区だけでやるのも、ちょっと無理があるということいろいろ話をしました。やはり、この集落営農の法人化というのは、久山の中ではもう久山一本でないとこれは対応は無理なんかなということをお皆さんの中からは出てきました。猪野としても、猪野の話ばかりしてなんですけど、話の中では利用組合を持って

おきながら、また24年度からは人・農地プランも立ち上げながら対応しておるわけです。それにもかかわらず、この法人化とかいうのは、とてもやないけど難しさがあるなど。これは設立だけでは終わらない。設立しても後がもうかって継続的に経営的に成り立つとか、そういうところをやっぱり見ていかないとただ設立するだけじゃ、それは簡単なことなんだろうけども、それだけじゃなおさら後が廃れてしまうというようなこともありますので、一集落ではというふうな、町長は今一集落での話もあり得るとか言われるけども、一集落では猪野にいろいろ対応してみてもこれはちょっと無理というのははっきりしています。それは、町として音頭をとって町の一つの法人っていう形ぐらいで持っていかないと、これはとてもじゃないが設立も無理やし今後の継続を含めた長期的な営農というのは無理なのかなというように思います。これを一本でやりますと、町全体でやりますと、今まで計画されとった道の駅とか観光交流センターとの兼ね合いが今だめになってますけれども、これも今後の中身で活用ができるというところでその点を。町長は、ただ一集落でどうのこうの話し合ったって、これはとてもじゃないができないというところを猪野区では確認済みじゃおかしいけれども、確認してる。あとはどうするかということで今いろいろ話を進めてるところでございますので、ちょっと今の町長とは合わんのかなという気がしますので、当初はやっぱり人・農地の関係で土地の集積、そこからなり機械化なり、そういう面からのいろいろな面が合わさって初めてこの法人化のほうになっていく。一般人については全く俺は何も知らんよということがほとんどですよ。知らなければ、もう補助金もつかんし助成もつかない、それはもうわかってるんですけども、最初はやっぱりこういう中身があるんだよと。今後はもう皆さん個人でやりよっても補助金とかということはないよというところを私は説明を初めてして、その人たちにもこの集積に対しての法人化に対しての協力をもらっていかうというような流れでないと、これはとてもじゃないができません。ただ、その飯米農家を中心にした中では法人化なんて考えんでいいわけですから、補助金なんて国からもらう必要もないんですから、ただ自分のところのお米を自分の土地で作って食べりゃいいわけですから、そのところに久山の農業の裕福さがあるのか、国が言う組織作りについてはちょっと無理があるのかなというのもちょっと感じますので、そこはやっぱり行政のほうで何らかの方向性を示して、それに向かっていくような形で指導なり、そういう面をぜひお願いをしたいというのが私の考えでございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 一集落で動きがあるというのやったら、まず法人を作らないと動きも出てこないと思ってます。町が法人を、これは考えられないと思います、管理をです。

(4番吉村雅明君「いやいや」と呼ぶ)

町が農業生産法人あたりを作って、何かそういう6次化とか何かやっていったらあれでしょうけど、農地、農地といっても基本は個人の財産ですから、個人が責任を持って資産管理、運用してる、これはもう商工業者の人たちだって皆さんそうだと思います。ただ、とはいっても町の基幹産業でこれまでずっと支えてきた農業ですから、やっぱり農業を守っていかないかんといい中で、今おっしゃったように、リードしていく組織を作ってそれにじゃあ自分も入ろうかということをしていかんと、皆さん集めてどうしようかと、これは今まで何度もアンケートの調査もやってなかなか何の動きにもなってない。あとは、やっぱり農家の方たちが自分も参加しようという意識を持ってもらうにはそういう法人をまず先に作ろうかというのが今私の考えです。法人から、先ほど言われたように補助金は個人個人ではとれませんよという形をしながら加入をしていくといいですか、そういう形で、猪野とか山田の組合がありますけども、一法人ができればそこに加入していただければ私はいいんじゃないかなと思うんです、一団体として。そしたら、そこに国の補助金を受けられるわけですから、活動は今までどおり地区で猪野は猪野の中で、ただ法人組織の中の一会員として猪野機械利用組合が入るということもできるんじゃないかなという意味で、まずはそういう法人組織を作ろうという動きをしてるということでございます。

○議長(木下康一君) 吉村議員。

○4番(吉村雅明君) 最初に行政は管理は無理というの、それも当たり前だと思います、これは私も理解します。管理を町にしるとは私は言っておりません。あくまでも、その法人なり集落営農を立ち上げるに当たっての指導、そういうところは町にさせていただかないと、集落を束ねるといってもそりゃ一つの方法やし、そこへ集落の何人かを集めて話をするとかいろいろやっぱりしないとここすぐ2年でどうのこうのというのも今厳しい問題ではなかろうし、3年、4年と中・長期的にありますから、その中で対応できると思いますので、その点についても町のほうでの指導なりをぜひやってほしいというのを私からお願いすることでございます。それはどうなんだろうというの、それをちょっと。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 町が指導とかバックアップ、サポート、これは当然やる必要があると思います。ただ百姓談義のときの講師の先生もおっしゃってたんですけども、法人を作る時は決して町とかが入ってはいけないと。やっぱり将来的にも地元で機械利用組合を作られたと思いますけども、猪野があれだけしっかりまとまってやってられるのは地元でがっちり作られたからだと思うんです。だから、町がサポートとか支援とかをやっていく、

これはもう当然ながらやっていかななくてはなりませんけれども、農業をやろうとする人たち、あるいは法人を作ろうとする人たちが意識がないと、この組織というのは絶対うまくいきませんよというのが講師の先生からも言われたところであるし、そこを突き放すんじゃなくて大事なことやないかなと私は思うんです。あと、経営していくにしても管理では利潤とかいうのは受益者ととんとんでやっていかないかなだろうけど、これが農業法人で生産とかなったり利益とかなんとかいうのは、これはまた自分たちの中のそういう責任でもってやっていく、立ち上がっていつてもらわないかんわけですから、そういう意味でも農家の方に大変でしょうけど強い意識を持って法人というのを作り上げていく必要があるかなと思ってますので、町が何もかわらんということじゃ決してありませんので、そういう形で御理解いただければなと思ってます。

○議長（木下康一君） 吉村議員。

○4番（吉村雅明君） 今の意見はわかりました。

それでは、2件目に入ります。

2件目は町立幼稚園の開園予定についてでございます。

ここに書いとりますように、町立幼稚園はさきの3月議会で平成29年、来年です。9月開園予定と聞いておりました。しかし、幼稚園関係者の間では平成30年4月開園が既成事実として今まかり通っております。その真実というんですか、真意をお聞きしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 新しい幼稚園の建設については、議会でも報告してますように、1年ほどかけて来年の9月オープンという形で進めて、今現在もその準備はしてるんですけども。ただ、御父兄の方の声あたりから年度途中じゃなくてスタートするなら区切りのところで、やってもらったほうがありがたいということがありましたので、もう一度幼稚園のほうに投げかけてPTAあたりの御意見を聞いてくれということで先般そういうPTAの会議をしてもらったところでございます。方針を変えたというわけじゃまだありませんので、今その打診をしてPTAの意見を聞いたところでございます。ただ、その中ではやはり賛否両論あると思いますけれども、全体としてはPTAの役員構成も年度途中で山田、久原と一緒にするというのも、それもまた一つ問題があるのと、子供たちの精神的なものについても途中で、しかも10月は運動会ということもあってということで、その辺ちょっと配慮が足りなかったかなと思うんですけども、当初は9月の夏休みが一番長いから、その間の準備期間は夏休み期間を終えたところが一番ベストかなということで、今のところ9月開校できる予定で進めてますけれども、今回そういうPTAの声がありました

ので、今議会でも議会のほうにもお諮りして、新年度30年4月スタートという形で保護者あたりの声を尊重するならば、そちらにスタートを切りかえて、その間工事の準備、期間を十分にとって、そしてまた移転の準備期間あたりも余裕があると、とれるんじゃないかなと思ってますので、この委員会中また皆さんのほうにお諮りをさせていただきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 吉村議員。

○4番（吉村雅明君） 今のとは話が悠長過ぎるですけど、いつ幼稚園に指示されたのかもお聞きしたいのが1点。

それと、もうほとんど2月、3月の時点でPTAのほうからも該当者を呼んでまで4月になりましたという話をされてるわけです。そういうのが何で出るのかなて。そのための私はここを質問として出したわけです。9月を4月にというところをもう既に、検討とかいうんじゃないんです。ちゃんとそこを9月じゃなくて4月になりましたというのは話ししてるんです、そこを何回もしてるんです。そこを何でそういう話が飛び出てくるのかというところを私はここで指摘したかったわけです。ただ、9月が4月になろうとそりゃ確かに9月も問題はあるし4月開園も問題はあると思います。それらを含めて私が問題にしたいのは、何でそういうのをもう検討どうのこうのは何月か知りませんが、指示されるのか知りませんが、その前からもう4月になりました、たですよ。なる予定です、じゃないんです、なりました、ですから、なりましたということはどっかで決定されたことだと思ふんです。それを公の場で言うわけですから、どういうふうでそういう問題が出てきているのかというのを私はお聞きしたかったわけです。これはちょっと問題ですよ、何でそういうのが出てくるんですかね。

○議長（木下康一君） 教育課長。

○教育課長（松原哲二君） 今の件につきまして御説明をさせていただきます。

PTAのほうに一応投げかけましたのは、回答として上がってきたのは4月の段階でございます。ですから、今おっしゃいますように、最終的になりましたという結論ではないと思ふんです。そういう御意見があるということで私どもは賜っております。

○町長（久芳菊司君） ちょっといいですか。

○4番（吉村雅明君） いいですか。

○議長（木下康一君） ちょっと待って、まだ町長の答えが。

町長。

○町長（久芳菊司君） 2月というのはあり得ないです。

（4番吉村雅明君「3月は确实です」と呼ぶ）

いや、いや、確実じゃないです。我々が投げかけてるのは4月に予算、土地の関係があったときに審査会していますので、2月……

（「たぶん4月」と呼ぶ者あり）

いや、打診したのは。

（「3月末だと」と呼ぶ者あり）

末からの形ですから、ちょっとそこが一応私のほうとしてはそういう形で。

○議長（木下康一君） 吉村議員。

○4番（吉村雅明君） 追加の件は、月別で変わってきます。というのは、私のところは議会だよりを出すのに、3月議会では29年9月開園という形でもう大きく出しました。出すようにそのときはしてました。してましたということは3月議会が終わるか終わらないかぐらいのときなんでしょう。それで、町長からも所信表明で言われましたから、それで私どもは議会だよりの中で整理をさせていただいたというような中身でございます。その前にです、その時期に何で4月に決まりましたというようなこと、該当者を呼んで、父兄を呼んで会場まで呼んで、説明をしてまたその後も総会か何かでそれまで報告してるというのがあるわけですから、全く今の話は違いますよ。こういうのを先に何も決定もしてないのになりましたというような言い方をされるというような中身ですから学校の中身というか幼稚園の中身がね、そこをお聞きしたいんです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まだここではお答えは言いませんけど、幼稚園のほうからという形じゃないわけです。

（4番吉村雅明君「幼稚園からじゃないです、はい、そうです」と呼ぶ）

だから、恐らくそれは猪野地区の御父兄だけじゃない……。

（4番吉村雅明君「いやいや、違うんですよ」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 済いません、吉村議員、発言のときは注意してください。

（4番吉村雅明君「はい、済いません」と呼ぶ）

○町長（久芳菊司君） 一応園とか町から変更したというあれは、指示はしてないんですけどね。だから、そういう手違いがあったのであれば、それはすぐ修正をしていきたいと思えますけれども。

以上です。

○議長（木下康一君） 吉村議員。

○4番（吉村雅明君） この件はもう間違いございません。もう決定という形で一応聞いてき

ておりますので、総会でもそう話があったということでございますから、これ間違いないということだと思います。そこをですね。

(町長久芳菊司君「幼稚園のほうから」と呼ぶ)

うん、幼稚園ですよ。

(町長久芳菊司君「全体の」と呼ぶ)

そこがこの議会にも報告もなく、ただの3月議会というたら3月の時点ではっきりと言われて、3月議会で言われたのは予定ですから、それでいいんですよ、そのとおりで。今後は変わるというのはあり得るわけです、予定やからです。それはまあいいわけ。しかし、こういうことで幼稚園の先生と云々じゃないんですけども、そこで決まりました。もう4月に決まりましたというような、やっぱりいろいろ9月開園では問題があるというのは父兄の中でも今出てますよね。運動会をどうするかとか練習させるときにどうなるとか、いろいろなあれがあると思います。それを4月にしたらよかった、よかったと皆さん言ってるんだそうですよ。というのは、予定ならば言わんのですけども決定ですから、そこまで来てるっていうのを、私はこの問題は猶与ならんなというのを感じたから説明いただいてるわけでございます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そのように調査させていただいて、そのように食い違ってるのならPTAのほうにでも修正を、調査したいと思います。初めてそれはお聞きしましたので、決定については当然議会等にお諮りしてやりたいと思っております。

○議長（木下康一君） 吉村議員。

○4番（吉村雅明君） 以上でわかりました。ありがとうございました。

○議長（木下康一君） 次に、5番阿部賢一議員、質問を許可します。

阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 私は、環境衛生に関する迷惑行為についての質問を2点ほど質問させていただきます。

第1点目についてですが、今社会問題となっております高齢者や人口減の影響で全国的に問題になっているごみ屋敷や空き家、空き地、また犬、猫などの周辺住民に迷惑をかける行為に対し、我が町の対策をお伺いしたいと思います。

まず1点目ですが、ごみ屋敷、空き家、空き地の件数と指導についてお伺いしたいと思います。町長、答弁をお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お尋ねの件でございますけれども、まずごみ屋敷というのは町では発

生していません。それから、空き家、空き地などについての指導件数は平成25年度は空き家管理が3件、空き地管理についてが16件、平成26年度は空き家管理が6件、空き地管理が16件、平成27年度は空き家管理が1件、空き地管理が3件の指導を行っております。管理についての内容ほとんどが草刈り等で大体対処できるというような形でございます。大体指導により改善が行われているところでございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 先ほど申しましたごみ屋敷ってというのは久山町にないと思いますので、それは置きまして、空き家の件に関しまして、いろいろ今町長もおっしゃいましたように、何らかの形で指導が行き届いとるかなと思いますけど、老朽化した住宅は地震や放火などで倒壊する危険があるのじゃないかと考えます。ごみの放置や不審者の立ち入りによる治安悪化などで近隣の迷惑施設となっていくのが増えてくるんじゃないかと考えておりますが、防災や防犯面で地域に不安を与えるような状況をこれ以上野放しにするということではできないんじゃないかと。大きくなる前に対処する必要があると思いますが、国のほうでは空家対策特別法が施行されている中、久山町としての取り組みはどう考えておられるか、町長、答弁をお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 空き家対策は全国的な問題になってきておりますが、いろんなケースがあって、今後やっぱり対策は講じていく必要がありますので、今現在町では、まず空き家の状況を把握しようということで空き家の調査を実施しておりますので、これをベースとして先ほどおっしゃったように全てを町がどうこうということではできませんので、危険な状態にあるものとか倒壊のおそれがあるものとか、そういうものは区分分けも必要ですし、どのような対処法をしていくか今から検討してまいりたいと思っております。国の法律の主な趣旨は、空き家になったときに、もう使うあれがないのであればすぐ壊してもらうが一番なんですけども、税上の問題で建物がなくなると固定資産が上がるという、この辺が原因になっているということで、法律ではそういう老朽化、危険な状態にあってもなお崩さない。宅地については建物がない状態、その減免措置をやらないというそういう面でのメリットを出そうとしてますので、それは今後そういう形で認定等、自宅については家が建つとって家がないと同じような固定資産税を取るといような、いろんなそういう方法があると思いますので、これからそういう形をやっていきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 今から増えてくるであろうっていう空き家対策ですけども、町内でも

時々空き家っていうのは見受けるわけですけども、早目に手を打つ方法も大事やないかと考えます。それで、空き家の利用価値のある家に対して有効活用も必要じゃないかと思っ  
て私は考えます。それは、空き家を情報ネットで公開し、買い手を募集するとか、ひどい  
ときにはそういうふうな自治体もやられとるといようなこともあります。私の考えで  
も空き家の移住希望者を安く賃貸貸しで過疎市の対策を役立てるとか、また一つには、企  
業関係のオフィスに改装し、地域経済の活性化の拠点にするとか、いろんなこういうふう  
なアイデアを自治体で共有する仕組みを作られたらどうかと考えておりますが、その点に  
ついて町長、考えをお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今阿部議員がおっしゃったように、いろんな空き家の活用事例うちゅ  
うのは各全国ありますので、これは当然参考にしてまいりたいと思います。ただ、今回の  
空き家調査の中で、実はアンケートもやってるんです。一番問題は、今おっしゃった家主  
さんが貸したくないというのがほとんど。いろんな事情があるんだと、仏壇があるとかそ  
ういう形で。本人がそういう意思があれば今おっしゃったような事例があるわけです  
から、そういう活用法についても検討してまいりたいと思いますが、現実にはそういう問題  
もあるということ踏まえながら、今後また家主さんあたりとも意見を聞きながら何とか  
いい方法を模索してまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 町のカラーを存分に発揮していただきたいと思います。

続きまして、2件目の犬、猫のふん尿のにおいやごみの散乱によるトラブルの件数等を  
まず伺いたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 件数ということですが、犬や猫のふん尿やにおい、それからごみを散  
乱するなどのトラブル件数ということで、平成25年度は8件、26年度が6件、27年度は6  
件あつてます。そういう通報があつた場合を受けて、町としては随時張り紙をしながら指  
導、あるいは有線放送で流しているのが現状でございます。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 今までこの件につきまして何回も私は質問したつもりでございますけ  
ど、なかなか解消に至らないというふうなとこに来ています。今回猫に関しましても、各  
地域と申しますか、そこそこに餌をやって野良猫をかわいがるというか、そういうふうな  
話も聞いております。実際、財産区でも放置された猫に餌をやって、わからんというよ  
うな現状が起こります。久山町じゃなくても犬、猫に対する条例とかいうのはなかなか

か作ってないというふうな自治体が多いわけですが、そういうふうに迷惑しとるといふふうなことが現実じゃないかとも思っております。

それで、私は何回もこの迷惑に関する犬の多頭飼育に関しまして質問なりしましたが、なかなか解決の糸口になってないというのが現状じゃないかと思います。先般、町長の質問の中でも県と一緒に観察しておりますというふうな回答のみで、私も何回も県のほうに行きまして情報を聞きましても、約束したけど、この人は守らんちゃんねということから、またこの次行くと、今度は次の手を考えて約束といたしますか、町担当者に行って、やりよりもというようにことしか返ってこんわけです。そうすると、地域におられる方は、悪いですけど長年かかって、もう10年ぐらい過ぎたか思いませんが、生活していく上で相当苦勞されておるわけですが、その中で、そこの飼い主の方の話しからすれば、町が、県のほうからいうと指導して清掃とかふん尿の処理はしよりもよ、というふうなことも耳に聞いております。けど、実際行くと、まばらに散らかって、何もかわらんとです。私も何回も行った。そうすると、そこに住んでる地域の人たちはにおい、それと鳴き声、いろんな面で精神的な苦痛があると思います。もう少し町のほうも担当でも困っておられたことは確かですけど、町のほうは強い態度で出るべきやないかとも私は考えますけど、町長の考えを聞かせていただきたい。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃってる地区の多頭飼育をされてる方については、議員も随時行かれてるようでございますけれども、行政も県の職員と一緒に定期的な注意に行ったり伺ったりもしているわけで、問題は多頭飼育そのものが違法行為ではないということでございますので、指導根拠が非常に難しいというところでございます。ただ、何か法律違反に該当するものを、保健所のほうとしても捉えて調査してるようでございますので、今のような迷惑な状態がずっと続いてる中で、やっぱりある時期には強い強制力というのはどうしても法的な手続によるしかないんでしょうけども、それができるような形を見出してやりますということを言ってますので、ここ半年そういう形を県にとってもらいたいなと私は思ってます。町のほうが言うのは文書指導、口頭指導しかできない状況にあります。ただ、今回の県と町と一緒にやって、多頭飼育、飼ってある数はかなり減らしてるんです。ただ、減らしたとはいえ、まだおっしゃってるように十何匹か飼ってあるようですから、この辺は粘り強く、どっかで強制的な形をとれるような形を県のほうとも相談したいと思っております。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 強制力といたしますか、多頭飼育のことは難しい部分があるというふう

なことですけれども、それよりは町が今まで、1つだけ聞きたいのは、今までそういうふうな迷惑をかけてきた地域に対して、あそこの処理の仕方の、排水溝の清掃とか、町です。そういうふうな声が上がってきたときに今まで排水溝の掃除をされたかされていないか、そこいらも聞きたいです、今までに。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 排水溝、今までそういうのが上がってはきてないと思いますけども、やってないと思います。ただ、ふんとかあれが現状では外に散らかってる状態ではないということ。あくまでも自分の屋敷内でそういう話が起きてるという形でございますので、そこらに行政は入ってないと思います。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） では、こういうふうなことがあるわけですが、動物愛護及び管理に関する法律というのがあって、第25条で都道府県知事は多数の動物の飼養または保管に起因し、周辺の生活環境が損なわれる事態として環境省令で定める事態が生じると認めたときは、当該事態を生じさせる者に対し期限を定め、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができるという文言があります。もう一つには、狂犬病による犬の所有者は登録の申請をし、鑑札の交付を受けなければならないと定めている。こういうふうな文言があるとですけども、私が申しましたように動物を愛護することに関してどうのこうのということよりは、生活環境を衛生的に乱すというふうな部分考えたならば、もう少しさっき申しましたようにそういうふうな部分で強制的っていいですか、もう少し強い態度をとられていいんじゃないかと思いますが、どうですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そこが非常に難しいところで、今の法律の中で入り込めない、まだ該当してないという判断だろうと思います。ごみ屋敷もそうですけども、あれだけ山積みして、あれなのは現実にも通行障害になってるんですけどなかなか解決しなかったようですけども。今度の場合は、今言ったように自分の屋敷の周辺に公共の道路とか、よその屋敷に迷惑になるような飼い方をしているのであれば当然そういう指導はできるんじゃないかと、環境面です。問題はにおいとか鳴き声がどこまで法で適用できるかというところじゃないかなと思っています。それは十分県も現地に行って把握しているわけですから、そこが法に触れる触れないの基準内に入っていないというところであると思っています。ただ、1つおっしゃった狂犬病とかも入るとしたらその辺だろうと思います。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 狂犬病に対して県のほうも手をやいておるような状況で、約束をした

けど約束を守らんという人です、この人は。それですから何らかの形で、犬を飼うことが悪いというふうなことじゃなしに、何らかの方法があるんじゃないですか。町長、目的といますか、こういうふうなことが表面的には出てきますよね。久山町は安心・元気な「健康が薫る郷」の実現を目指してという目的が掲げられておりますけど、片一方ではそういうふうな生活環境を乱すようなことが現在起こってる。ただ、そこの地域の人に聞いたところが、家を売りたいと、もう引っ越しされておりますけど。この人でさえ売って、こげなとこだまされたというか、こういうふうなとこやったと言われる。それでよかどですかというて、私に言われた人もおります。もう少し前向きに、本当言うて、そういうきれいごともあるかもわからん。久山町をPRするなら、そういうふうなとこもやはり力を入れてもらいたいなど。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃることはよくわかりますし、ただ何かあるんじゃないかというところがないわけです。大体いつも警察もそうでしょうけど、法的な根拠がないとそこに踏み込めないところがある、そこがもどかしいところであって、特に動物の飼育に関しては飼ってある方のマナーに頼るところが大きいわけですから、ここはやっぱりこの多頭飼育の方については、相手も人ですから何回も何回も行けばその辺については理解してくれてる傾向にはありますので、ただそれがいつまでも待てないよということですので、そういうところはさっきおっしゃった約束を守らないというのがずっと続くようであれば、そこで強制的な措置を、入る手段を見つけていく。そこにあるんじゃないかなと思ってますので、今後ともそういう形で県と連携をとりながらやらせていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） よろしいですか。

（5番阿部賢一君「はい」と呼ぶ）

これで午前の会議を終了いたします。

午後は13時10分から開会いたします。

休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時05分

再開 午後1時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） では、休憩前に引き続き午後の会議を始めます。

6番佐伯勝宣議員、質問を許可します。

佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） では、私は2問2項目です、質問いたします。

2項目めは前回に続いての御質問もごさいます。

では、まず1問目、町の財務規則についてごさいます。

久山町財務規則第2款指名競争入札第107条には「契約者は指名競争入札に付するときは、入札に参加する者を町長が特に必要と認める場合を除くほか、できるだけ3人以上指名しなければならない」と明記されていますけれども、久山議会だよりの編集及び印刷を委託する業者、これは少なくとも10年、10年分の資料を情報公開請求したんですが、恐らくそれ以上1人の見積もりで1社に限定した発注を行っていることが文書にて確認されます。これは情報公開1年分でもよかったのかもしれませんが、10年念のために見てみました。ずっと1社です。ちなみに町の広報紙のほうはちゃんと3人で、1年分だけ取りましたが入札されております。こういうことで規則に違反する形になっています。この事実をどう考えるか、町長、答弁お願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 財務規則によればやっぱり1社によるというのは不適切だと思います。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 不適切というふうにおっしゃいました。これは早急に改善を求めたいと思います。これは株式会社三光さんですけども、非常に議会もお世話になってるということで、例えばそういうふうに町長が認める場合とかそういった基準があるのであれば、それをまたこういった規則に明記しなければいけないと思います。その点はどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何を明記ということですか。ちょっとそれをおっしゃってもらえますか。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 私が申しておるのは、財務規則にこれは反する形になってると。町長は不適切というふうにおっしゃいました。それをもって私は言ったわけです。不適切であるならばこれは改善しなければならない。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 財務規則どおりにやっぱりやってもらいたいです。これは議会広報のことをおっしゃってるんでしょ。

（6番佐伯勝宣君「そうです、そうです」と呼ぶ）

議会広報は議会のほうで。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） もちろんそうでございます。ただ、これは、こういった財務全般に関しては町、町長ですので、これはやはり町長のほうでもやらなければいけないのではないかなと思っております。その辺どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 御存知なんでしょうけど、議会については別執行機関ですから。ただ、執行機関といえども町の財務規則ですから、町の条例規則に基づいて議会のほうでもそれを適正に運用していただくということになりますので、その分については改善をしてほしいなと思います。

（6番佐伯勝宣君「なるほど」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） わかったようなわからないような。別に町長にとがめてるつもりじゃないんです。ですから、これを不適切であるならばやっぱり町長もしかるべき指導じゃないんですけど、形でこれは是正するよにと。ですから、これはまた指名競争入札するなり、また審議しなければいけない。というのが、この三光さん、一昨年だったか何年かわかりませんが、三光さんの取引、多い額です。そのナンバーツーが久山だったんです。ですから、もうお得意様。ですから、こういうことで第三者がもし、こういった機能、久山町の町の規則、財務規則を見て、これは反してるということになったら、何かそういったやりとりがあるんじゃないかなというふうにとられかねないと。実際に情報公開請求今までされて、そのような指摘とかもひょっとしたらあってるのかもしれない。そういったものも含めて財務規則はこうなってるのであれば、やはり町長のほうからしかるべき形で指導してそれを直すようにしなければ、これは第三者に対して、そして町民に対しても示しつかないのではないかと。その辺はどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私がしないとかなんとかじゃなくて、どうしてまず第一次的には佐伯議員も当然議長なりに、また御自分も広報を担当されてたわけですから。

（6番佐伯勝宣君「もう志願してた」と呼ぶ）

そういうのはやっぱり指摘をされて改善すべきじゃないかと言っていたきたいです。これは恐らく指名入札じゃないと思います。随契でやってあるんだろうと思いますけど。随契にしても2社以上の見積もりはとられてやられたほうが、恐らく1社でずっと10年以上になったというのはそれなりの理由があって、またメリットがあつてなされたんだろう

と思いますけれども、議員がおっしゃるように執行についてはやっぱり町の規則に基づいてやっていったらと思う。当然、わかった時点で担当には言っていますけど。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） ようやくいただきたい答えが返ってきましたんで、その形で。また、ほかにもこういった規則、やはりチェックして、もし町の実情にそぐわない場合、これは違うんじゃないかというのがひょっとして出てこないとも限らない。ですから、こういった財務規則、その他町の作った例規関係、そういった見直しをされるというようなお考えはありますでしょうか。見直しとかチェックです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 見直しは必要ないと思ってます。チェックはそれぞれの執行部署できちっとやっていただきたいし、また監査があつてるわけですからその辺でやっていただきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） この点については私も大体言いたいことも言いました。お答えはまだ十分じゃないんですが、歯切れが悪いといいますか。その部分がありますので、町長は予算の執行権がありますので、そこら辺はしっかりこれは言わなければいけない点がある。ですから、ここでもう少し強く言ってもらいたいなという部分があります。この質問のほうは終わりますが、最後に町の広報のことです。情報公開請求したんですが、入札は3社が入札していますが、落札者以外は全部黒塗りになってる。でも、今こういった入札に入った人を情報公開請求に黒塗りするということは実際余り例がないそうなんです。実際新宮町は、入札結果を全部ホームページで公開してますが、全部入札者公開しています。そういうことで、ちょっとこれはどちらかというとな不服申し立てする対象になるのではないかというふうに思いますが、この辺改善とかはされるお考えは。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 情報公開条例に基づいて不適切なものは黒塗りという形で出してるんだろうと思いますので、そういう不服申し立てとかあったならばそれを審査会でされると思いますので、今のところ私が細かいことに対してどうこうということは考えておりません。

（6番佐伯勝宣君「そうですか」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） では、これもまた略して、次の質問に行かせていただきます。

2点目、町の将来についてでございます。これは前回3月議会にも言いました。お答え

不十分だと思いましたので、もう一回やります。

1つ目、モデル住宅事業補助金目的外使用、これは国へ1,984万円返還しましたけれども、改めて質問いたします。

この不祥事について。

1、実際の町の損害と失った信用の大きさについてなど、議会、町民への釈明。

2、国交省への誠意、謝罪に関し、町長が国交省住宅局へ行ったとされる日時と状況の特定。

3、具体的な再発防止策を講じる。

以上3点を行わずして久山町の将来を語れないと考えますが、見解はどうでしょうか。

改めて問います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これは今まで何回もお答えしたとおりでございます。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 町の不祥事でございますので、これは町長が答えなければいけない。

そうしないと、やはり町民にも説明つかないんじゃないかなと思ひます。国の補助金ですから町にどれぐらいの損害があるか、実ははかりかねない部分があります。一番いいのは今回の件が町民の税金を使ってる形だったら一番町民にもわかりやすいんですけども、その点は何ていいますか、ただどちらにしてもこれは町にとって大変なマイナスイメージになってる、ダメージがあるというふうに思っております。ですから、この点はやっぱり答えなければならないと思う。参考事例としまして、先日、これは状況は違うんですけど、春日市の水道企業団の違法取水問題で、春日市議会で答弁拒否となりました。これは2回にわたって西日本新聞でこれはこれでいいのかという形で問われております。これは水道企業団一部事務組合のことだから、春日市の井上市長が答えるといったすべはないということで拒否をされた。私は何かそれとダブるような気がしとるんですけど。実際これは大変な問題であると。伝えて聞いた話によると、井上市長は確かに故意じゃないみたいだけど、調べてみたら大変な問題だったんで、それで慌ててるっていうような話も伝え聞いています。そういった意味でどちらにしても町長はやっぱり答えなければいけない。実際町がダメージを負ってますから。そういった意味できちんと私は答えなければいけないと思ひますが、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 答えなければいけないじゃなくて答えてるわけですよ、今まで何度も。

それを答えてないとおっしゃるから答えてないということになるんでしょうけれども、き

ちっと木子里の事業については会検結果も報告し、議会のほうに自らの処分についても御承認いただき、返還金についても御報告し承認いただいたわけですから、それ以上のことはそこで終結をさせていただいたと思っています。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 開き直られたと私にとってますけども。時間は今日はもう早目に終わろうと思いますが、一つ個別にいきます。まず、東京に行かれた話、国交省住宅局に行かれた話、これは一般質問通告を上げてますので、もう一回お伺いします。これは平成26年6月に行かれたとしか町長はおっしゃっておられませんが、具体的に何日に行ってどういうシチュエーションか、どういった背景で行かれたか、お答えください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これも前にも日にちも言ったと思いますけど。

（6番佐伯勝宣君「言ってません」と呼ぶ）

6月の出張命令を見れば23日だったと思いますけど。ただ、シチュエーションとかそんなのはお答えする必要はないと思ってます。あなた自身も私が同行した人にもお尋ねになってるようですし、それ以上のことを、ましてや国交省が会検のことで自治体に謝罪を求めるとか、そういうことをすることはないということをおっしゃってる中で、ただ礼儀として私は国交省に行ったということはお伝えしたとおりでございます。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） ちょっと話が全然かみ合ってません。これは論点が変わってます。さっきの春日市の水道企業団の話になります。6月4日付の西日本新聞ですが、問われる議会の存在意義というふうにあります。市長が答えないということで、市民からはなぜ答弁できないのか理解できないとの声が上がったと。周辺自治体の議会関係者も春日市長の答弁拒否に首をかしげると。今まさにそういう状態なんです。市長など執行部の仕事を監視するのが議会の重要な役割だと。核心を避けるような、のれんに腕押しの答弁が定番とはいえ、ここまで強固な姿勢は余り聞いたことがない。むしろ春日市長や執行部にとって違法取水問題ができるだけ、さわられたくない頭の痛い問題であることは想像できると思います。このような形に私は捉えるんです。

本題に戻りますが、さっきの東京に行った話っていうのは、実は私もそんなに最初は気にしてなかったんです。気にしないっていうのは当たってません。ちょっと聞いてみようかなど。行くのは当然であろうなど、行っただろうなどということ。最初に話題に上がったのは今年の8月24日に子育て支援センター木子里について。それと、魅力づくり推進課の説明会がありました、全員協議会が。そのときに私初めて質問したんです。ほかの議員

が質問するかなと思っただけで、私が最後のほうで忘れてましたということ。そのときは、私は国庫補助金目的外使用の件で国交省にはその謝りというか、そういった謝罪とかはされたんですかということ、期間中されましたかと言うたら、町長が期間中は行きましたよと話した、それでびっくりしていつ行ったんですかという話、町長は覚えてないと。日にちを新たに調べてくださいと。というのは、国交省の担当官は町の職員あるいは、しかるべき人物が謝りに来た事実は聞いていないという話ですが、どうでしょう。町長そこをそう覚えてないと言われたんです。その後また言ったんです私、念を押して。日にちを教えてください。あと、誰と会ったか、どういう話、どういった趣旨の話をしたか、それを後でまた日付を教えてください、よろしく願いますということを全議員の前で私は話しています。

そしてもう一つ、町長は公人です。私人じゃないから個人的な話とかいうのは通用しません。そういったことを聞くのが一般質問の場なんです。今回も通告で私通知しました。前も通知しました。ですから、それはやはり言わなきゃいけない。国交省に対して一つの礼儀を通したかどうかというのは、今から私考えても重要だと思うんです。町が林業都市だから。ですから、これははっきりシチュエーションをやっていただきたい。さっきも言いましたように、8月24日に私は質問で全議員の前でやっています。ですから、さっき国交省へ行ったのは6月23日ですね。菅官房長官と会われたということで。翌日6月24日も衆議院会館に集合して、官邸へ菅官房長官とこ行ったと。もう一つ思い出してください。昨年10月31日、レイクサイド久山温泉で、宮内議員の国政報告会がありました。そのとき宮内議員はまだ到着されなくて町長が先に挨拶されました。そのときに菅官房長官と会ったときの様子、非常に詳しくされたじゃないですか。町長会で上京して一緒に食事したり、これは菅官房長官わざわざ来てくれて、我々お金、消費税持たないかなと思ったけど、菅官房長官全部これ我々の分も出してくれた。いやいやいや、だからこれは言ってください。そこで話終わりますから。いつ何時に行って、誰と会ってという話、はい。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その件が木子里の事業と事務上とかなんとかに影響があるのかなんとかいう形では私は考えていません。ただ礼儀として行ったということ、その行った内容を知ることが何の必要があるのか。全く必要性も感じんし、私も答えるつもりも、政治活動として私は行っただけでございます。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） この話はまた持ち越しになりますが、今の話やったら行ってませんね。町長が言ったことは違いますね。宮内議員も何か別の件と勘違いされとったんでしょ

う。26年6月23、24の2日間、町長は国交省住宅局に行っていないということで解釈します。いいですか。

○議長（木下康一君） 発言を続けてください。

○6番（佐伯勝宣君） やらないかんとおもいますけども。じゃあ、国交省の話はまた終わりにするか、宿題にするかもしれません。終わりかどうかいうたら、まだあれです。

もう一つ関連することで、子育て支援センターです。町民に対して説明しなきゃいけないということで関連しますのでお聞きしますが、結局目的外使用で1,986万円返還したと。今子育て支援センターとして実際使ってる。これ公の施設ですよ。公の施設を管理運営するんだったら条例を作らなきゃいけない。ただ、久山町子育て支援センター木子里に関して町の条例で定めてるという形跡がないんです。定めてないんじゃないかと思うんですけど。管理というのは地方自治法244の2の1に管理の方法として、管理に関する事項は設置と同様に法律またはこれに基づく法令の特別な定めがあるものを除くほか、条例でこれを定めなければならない、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） それは私もうっかりしてました。やっぱり公の施設として位置づけをしたいと思います。

○議長（木下康一君） 佐伯議員、私の方に聞いて。

（6番佐伯勝宣君「はいはい、議長」と呼ぶ）

議場です。

佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） ということは作るんですね、条例は。

（町長久芳菊司君「ここで答えられんです」と呼ぶ）

（6番佐伯勝宣君「え」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ちょっと待って、やりとりじゃなくてぴしゃっと質問をしてから、議長に許可を得てから。

佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） ということは、この子育て支援センターに関しては設置条例を作るんですね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） はい、設置条例を作ります。

（6番佐伯勝宣君「そうですか、はい。じゃあちょっとまたこの辺」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） この辺はまだいろいろ宿題がありますので、また。本当に町民に対して言ったほうがいいと思います。はっきり言って、昨年12月いろいろ文句言われたやつ、これ見ても「地方自治職員研修」の自治体不祥事の研究から見ても、これは不祥事なんです。ですから、少なくとも再発防止策は講じなければいかんとです。そうせんと、また同じようなことをやります。この点に関してはどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何度もお答えしてますので、1回だけ答弁いたします。何度も言われてますように、木子里は今子育て支援センターで大いに活用していただけてるんですが、もともと子育て世帯のお母さんたちが子育てする、活用する場所っていうのは前から望まれていましたので、私も何とかしたいなと思っていました。それとは別に、そういう親子の形と言うことで今回の……

（「済みません、ちょっと声を大きく」と呼ぶ者あり）

はいはい。

モデル事業で今度施設を建てたんですけれども、社会教育施設ということで、そこで親子の子育てをしたりいろんな会議をして、いろんな方たちができるように、形であればできるということでしたので今回のモデル事業をやったんですけれども。だから、社会教育施設として取り組みましたけれども、残念ながらいろんな事情で、結果的には子育て支援センター専用という形で、施設の事情があったものですから。入ったところが結局補助金の適用ができないということになりまして、その辺は大変残念に思いますけれども、今言いましたように子育て支援センターとして現在は非常に多くの方たちに喜んでいただいているし活用もできてるので、その辺施設効果としてはできてるのかなと思っています。

再発防止に関しましては、今回の案件は事務上、職員が大きなミスを犯したり、あるいは不正をもってやってたということではなく、運用について私が子育て支援センターの施設として使用を判断したところに大きな会検との相違があったわけです。補助の目的であった、条件であった7年間のモデル事業としてのPR、それから視察に対しての対応というのは準備してたんですけれども、残念ながら子育て支援センター専用という看板を掲げておったことが会検の意見とどうしても合わなかったという形で補助金返還せざるを得なかったということで、これはそういう運用については絶対、こちらの判断と向こうの判断と合わなかったんですけれども、そういうことで事務上の改善とか再発防止とかいう形じゃございませんので、職員にはただ今後補助事業に関しては厳正な運用に沿ってやるよというということで、課長会でも申しましたし、全職員にも文書で通達しましたので、あえて

事務上のいろんな不正防止とかそういう形での再発防止策は今回は必要ないという判断をしています。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） また話が合わんと思うてこのまま終わろうと思ったんですが、いろいろまた違うことをおっしゃってましたんでちょっと言わせていただきますが。話が合わなかった、会検と、いうことで、あくまでも不祥事じゃない、それを不祥事というんです。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） これを不祥事というんですよ。

○議長（木下康一君） 佐伯議員、声を静かにしてください。

○6番（佐伯勝宣君） 声はこれはいいんです。議場はどこでもこういった声やっています。これを不祥事というんです。これを再発防止策を講じなかったら町民に示しがつきませんよ。もうこれはやめようと思ったんですが、3月29日に町の、うちの全員協議会があって、次のテーマ町の総合戦略について全員協議会やりましたが、そのとき私早目に来て、ちょうど町長、全職員前にして訓示聞きました。ちょうど前粕屋署長ひき逃げ容疑ということがあって、この新聞記事が出た日のこと、全職員の前で町長はこう訓示されました。前粕屋署長ひき逃げ容疑の件が記事になっている。私たちは公務員ですので、そういう事故があったときでも決して逃げない。そのほうが必ず大きなことになるし、何か誤って失敗したときは、これは不祥事です。失敗したときはそれはそれで絶対に処理を逃げないように。自分の一生を棒に振るようなことになりますから、あったことをきちっと処理する。町長やってませんよね、どう思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何をやってないことかわかりませんが、今粕屋署のことを職員に訓示したのは、起こしたことを隠すんじゃなくてきちっと報告しなさいということをやったまでです。

（6番佐伯勝宣君「もういいです」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 宿題にします、これ。町長がどういうお立場に、どっちになろうとも、まだこれは引き続きやるものだと思っております。

では、次に行きます。宿題です。これはまた、私が通告出したらきちっと広範囲に調べてください。

2点目です。町の総合戦略策定と観光交流センター事業について。これ2つあります。

2月9日、3月29日の全員協議会にて町長同席で報告があった5カ年計画の町の総合戦略

であるが、核の部分がなく、絵に描いた餅で終わるのではないかという懸念がある。目標を達成できるという算段はあるのか。お答え願います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） どこが絵に描いた餅になるのか。また、算段はあるのかと。これから取り組んでいこうとするところに、私としては当然算段とかじゃなくてきちっと戦略計画を立てて、それを実行していくための今細かなアクションプランの作業に入ろうとしてるところでございます。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 算段でしょ、それは。だから、町民に対して今説明会やってますので、町民が納得するような形でそれはやっとなかないけない。核の部分がない。というのは、町長はいろいろ人口増対策とか健康、これをPRする戦略とか、いろいろ子供に対するケアじゃない、いろいろ書いてる。でも、それどうやって実践するんですか。核というのはそこなんです。久山と同じような自治体が今あちこちあります。その中でどうやって勝ち抜いていくんですか。そのことを言ってるんです。自然に恵まれています。でも、確かに自然に恵まれているところは、ほかにもいっぱいあるんです。ただ、福岡市近郊でこれだけ自然があるかと言ったら限定はされるかもしれない。しかし、高齢化の問題もあるしお店もトリアス以外少ない。そういう中で勝たなければいけないのか、そこに核が必要になってくる。例えば観光交流センター事業、これは町民納得いく形で我々議会も納得し、そしてきちんと収益が上がるということでそれが可能になれば、今回策定した町の総合戦略、それが生きてくるんです。今の状況というのは心臓がない体っていうか抜け殻なんです。要は、健康をPRします、オリーブ事業でやっていきます、どうやって人が来るんですか。来ませんよ、はっきり言って。どうやって呼ぶんですか。ただ、ほかも同じように頭を使って、ひねって町民に受けるような、国から補助金を持ってこれるようなこと書いてるんです。今久山町同じことやってます。だから、何が言いたいかといったら、観光交流センター事業がなくなった今、そういった今あれに書いてることに対して血液を送る部分。観光交流センター心臓とします、心臓がないんです。血液を送れないんです。だから、観光交流センターをやろうということだったら可能性があります。オリーブも健康の町ということで。だから、健康の町を売り出すんだったら売り出すための食材といいますか、レストランを、久山道の駅で食べれると。そういうことになったら一緒にPRできますが、それがなくなってる。その核がない部分で5カ年計画を作ってる、そういうことを言ってるんです。だから、これだったら絵に描いた餅になるのではないですかと、私そういうこと言ってる、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 総合戦略の概要版をよく読んでいただければわかると思うんですが。

（6番佐伯勝宣君「読んでます」と呼ぶ）

佐伯議員おっしゃってるのは、単なる一活性化事業ということでのお考えをおっしゃってるにすぎない。ましてや観光交流センター事業が核ということであるならば、なぜ賛同してこなかったのかなと私は思うんですけど。総合戦略は中身をよく読んでいただければわかりますように、一つの事業をやって町を作っていくという形ではございません。あそこに4つの基本目標があったと思います。将来の日本の国が人口減少社会に、あるいは少子・高齢化社会に入っていく中で、それにどう対応していくかというのが今回の総合戦略でございます。ですから、そのために4つの基本目標、これをいかに組み立てていくかというのが今度の総合戦略なんです。この4つの基本目標ちゅうのはどの自治体も同じなんです。ただ、それぞれの自治体によって事情が違うからその中で総合戦略を立てることで、1つ目に町に雇用の場を創生する。2つ目には定住。当然これからは人口減少になれば人が住む町を選んでいくわけですから、選択してもらえような町の魅力をつける。そういうまちづくりは、じゃあどう取り組んでいくか。そして、3番目には子育てしやすい環境政策を進めていくことによって若い人たちが、これもまた定住してくるようなまちづくり。もう一つ最後に安心・安全な地域社会づくりという形で、この4つをいかに久山町としてどう戦略的に進めていくかというのが総合戦略計画です。何か一つの観光交流センター事業みたいな事業を核として戦略を進めていくものではございません。当然いろんなそういう事業も入りながら関連性を持たせながら町のしかるべく30年、40年後の人口減少社会、それから少子・高齢化社会に対応していくためのまちづくりをやるための戦略を作っていくわけですから、今大きな項目について概要版に上げてるのが久山町の取り組んでいくべき政策、方向性でございますので、じゃあそれを具体的にこれから何をやっていくかということがこれからのアクションプランの作成で、これは役場職員とそれから外部からの学識者、あるいは民間の方とかが入った外部委員会の意見をすり合わせながら進めていこうということで考えていますので、今核がないとかそういう形のものではないということをお理解いただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 違うでしょ、それ。ちゃんと今作っとかにやいかんとでしょ。町民誰も納得しませんよ。だから、地方加速化交付金、町の総合戦略のベースになる、その申請の書類一式そろえてますが、ほかの自治体の事例もずらっとあります。全部核作ってます、全部。久山ぐらいです、ないの。これが道の駅だったらわかる。福岡の都市圏にも隣

接してるし、こういった自然も豊か。だから、ここで集客をして、それで自然も楽しみがある。そして、健康の町を意識してもらおう。そういったことだったらわかるんですが、ただこんな田舎にどうやって来るんですか、人が。宗像に負けてます。宗像もうすぐ世界遺産ですよ。沖ノ島。人向こうにみんな行きます、どうやって久山呼ぶんですか。ほかの町と一緒に、過疎の町と。だから、そういったものを含めて今作っとかにやいかんじゃないですか。だから、去年の何月でしたっけ、久山弁当でしたっけ。猪野・山の神地区整備報告会報告書。こうやって久山弁当を作るとかいう、こういった案が出ました。これ何で載せなかったとですか。載せりゃあいいじゃないですか。そして、今回のアクションプランというのは久山道の駅事業、それを作るとを前提でプランをいろいろ練っておられました。それと全く一緒なんです。私も都市計画審議委員だっけ、ちょっと名前忘れましたが違っとったら訂正しますが、その委員をしていますんで、それでマスタープランはあります、素案が。おとしは確か観光交流ゾーンというのがありました。要は観光交流センターを作るとを前提にした。それが今回ないんです。でも、観光交流センターがある、文字にしてほんの数行ですけど、それがあって、これが全部に行き渡るんです。それから、活力というか、バーンと血液を送れる。血液を送れるものがないからそこに集客するだけの魅力がないんです。だから、それも含めてアクションプラン、これから5カ年計画のアクションプランというのはもう作っとかないかん。何のために今町民説明会しようとするんですか。素案を披露するためじゃないでしょ。そこら辺どう考えとるんでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 総合戦略をよく御理解されてないので意見がかみ合いませんけど、今町民のほうに説明会でお話ししてるのは、久山町における町の地方創生総合戦略がなぜ必要なのか、町としてはこういう4つの基本目標について進めていきたいということをお説明しているわけです。作っとかないかん作っとかないかんって、今現在作ってるのが27年度までに作りなさいという国の指針です。総合戦略についてはです。これから具体的なアクションプランを作っていくということでございますので、佐伯議員がおっしゃってる都市計画とか総合計画とか、何かごっちゃになってるような気がしてるんですけど。総合戦略というのはあくまでも将来の町の活力をどう維持していくか、確保していくか、それに対する活力を生み出すための事業はどのようなものを町としてやっていく必要が、確かにおっしゃってるような久山町の差別化というのを打ち出していく必要があると思います。宗像でもない福岡市でもない隣の町でもない、久山町が一番武器となる魅力を、じゃあどう打ち出していかと。これは総合戦略だと思います。これは今から作っていくわけですか

ら、具体的な個別の事業については、それを御理解いただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） これまでのお話は、まさにさっきの水道企業団の井上市長の答弁と一緒にですが、論議のすりかえを行っています。論議がかみ合わないってことをいわれる。それ全然違うんです。例えば、今回地方創生ということでやっておられますけれども、私2年前、26年12月議会の最終日で大変議会が混乱したことがありました。今から考えても余り思い出したくないというか嫌になるようなことでしたけども。要は、あのとき何を私町長に対して質問で言いたかったかといったら、ちょうど首羅山の遺跡、第64号議案土地取得についてで質問したんですが、これ国に補助金返せと。首羅山整備も使えるじゃないかと。それだったら、いっそ最初に申請した観光交流センター事業で町が申請した、私もあのとき賛成した補助金、国交省の都市再生整備計画、これを一回返還して、もう一回観光交流センター事業なしで首羅山ともう一個さくら祭りだけで申請し直したらどうかというのは提案しました。あれやっとなら私よかったと思うんです。その後、地方加速化交付金を申請しときゃよかったんです。そうしたら今ごろやれてましたよ。私そっちのほうが悪かったんじゃないかと思うんです。私は26年3月に賛成して、その後反対しました。でも、これをやるために一回国交省からの都市再生整備計画補助金を返して、あと我々反対した議員が言いよるテーマ、課題、それを全部町が一つ一つクリアして改善努力が見れるんやったら、私賛成しとる可能性強いです。目的外使用とのかみ合いも何かあったみたいな、その辺でどうかわかりませんが、もし町長がそれを着実にやられたら私も賛成しとったし、ほかの議員もひょっとしたら、これいけるんじゃないかなということで、こっちの地方創生加速化交付金をベースに今ごろひょっとしたら観光交流センター事業をやろうってということになっとならかもしれない。その辺どう思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 回答のしようがございませんけど、何か言っていることがよく私には理解できませんから。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） もう終わった後になるんですが、こういうふうにならよかったと思うのは、最初の国交省の都市再生整備計画の補助金、これの申請の仕方がいかんやっとならということ私もいろいろ思っていました。だから、一旦これを返して、あと観光交流センター事業の町民への説明、いろいろ不整備といいますか、準備不足の点が多々あったんじゃないですか。1年ぐらいかけてそれを改善して、我々も勉強して執行部も勉強して、もう一回議会に今度はこっちでやりましよう。地方創生加速化交付金があると、

我々も努力しましたと、町民の意識も向上してきましたと。それでやりましょうということになっとなったら私も賛成しとったかもしれんし、ほかの議員もひよっとしたら複数賛成しとったかもしれんし、堂々とやれとったかもしれんということです。というのは、私が……。

- 議長（木下康一君） 佐伯議員、通告とちょっと内容が。
- 6番（佐伯勝宣君） 関係ありますよ、大いに。
- 議長（木下康一君） ちょっとお聞きください。通告の中で今言われとるのは、核の部分がなく、絵に描いた餅で終わるのではないかという懸念がある。目標達成できるという算段はあるのかという内容だから。
- 6番（佐伯勝宣君） そうそう、そこです。
- 議長（木下康一君） そこをちょっとずれておるみたいですので、修正をお願いいたします。
- 6番（佐伯勝宣君） いや、済いません。だから、私が何でこれを今日お上げしたかわかります。宮崎延岡市の道の駅、地方創生の新聞の切り抜き。ここで北川はゆまかな、済いませんわかりませんが、北川はゆまですか。これがコミュニティバスなんかも乗り入れて地方創生の拠点になるようなそういったまちづくりがあるっていうこと書いてあるんです。だから、久山が、もしこういった地方創生の拠点にということで今回補助金を申請してやるとなっとなったらこんな形でできた可能性があったんです。ですから、今まで私ら議員5名がこれはいかんと、今のやり方はいかんとということで、それを是正してもらって1年ぐらいかけて。だって地方創生の話があったのは1年前なんですから十分あったと思うんです。だから、可能性があったと思うんです。だから、私はこれを確認すればさっき言ったまさに議長おっしゃった総合戦略、絵に描いた餅じゃなくて生き生きとしてくる。私はそれを言ってるんです。さっき町長がおっしゃいました。何で反対したかっていうか賛成してくれない理由。1つ私が反対した理由、いっぱいありますけど、それは置いときます。1つはこういった事例なんです。たくさんあるはずなんです。こういった道の駅を造って地域が活気づいたという、全国あちこちあると思うんです。たまたま日経に載ってた宮崎延岡市、地方創生の場合述べました。こういった事例を見せてもらいたかった。26年の夏、7月16日を皮切りに8つの行政区で行われた町長の町民への道の駅事業の説明会、これがなかったんです。私は最初3月に承認したときに、こういった事例をたくさん出してきてと思った。たくさん出した中の6つか7つぐらい久山に合いそうなのをピックアップして、こういった形で何か提示してくれるかなと、全くなかった。だから、口あんぐりでした。だから、そういった形でやったらどうかと思うんですが、何でこういう形でやら

なかったか、その点をもう一回お願いします。

○議長（木下康一君） 簡潔にお願いします。

（6番佐伯勝宣君「簡潔に、まだ時間ある」と呼ぶ）

○町長（久芳菊司君） 本当にあいた口が塞がらないという感じがします。

（6番佐伯勝宣君「こっちはです」と呼ぶ）

財政は地方創生よりも先に我々計画を始めたんです。今佐伯議員がおっしゃるような効果を生み出すために。

（6番佐伯勝宣君「そうそうそう」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 佐伯議員、私語はやめてください。

○町長（久芳菊司君） そういう中で残念ながら佐伯議員を含めて反対者が多かったからできなかったという形で、今になって何でこれをしなかったとかそういうことを言ってほしくないです。恐らく言われるように、あのままいつとけば地方創生の加速化交付金は丸々使えたでしょう。

（6番佐伯勝宣君「いや、使えます」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○町長（久芳菊司君） だから、国のほうが遅くなるかもしれません。我々が先行してやることもあると思います。それを見込んでやっていくのがより先導的な政策じゃないんですかね。国が後から制度を出したから今になって何で、やっとならよかったじゃないかとか言われるんじゃないかと、我々は国から補助を受けようが受けまいがこれはやるべきだと、町の活性化のために。そういう形でやってきたのがちょうど時代的に地方創生に乗れるチャンスだったと私は思います。でも、それを今ここで議論すべきじゃない。むしろもう終わったなら終わったで、再度活性化に向けて進めていく必要があるわけですから、これは今度の戦略、計画を含めながら、再度またそういう方向性をみんなで築き上げていけばいいんだろうと思っています。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） ちょっと嘖飯するような話を言ってます。ちょっと口がすぎますが思わず吹き出してしまうようなこと町長言ってます。だから、絵に描いた餅で終わるじゃないかということで、こうしたらよかったんじゃないかということで言ったわけです。なぜやらなかったのかと。それを問うのが一般質問です。ここで言ってほしくないじゃなくて、ここで言うべきことなんです。だから、なぜ、私が嘖飯したいんです。吹き出して笑ってしまうんです。だから、こうやればよかったことです。だから、さっき言ったように、原因としては2月に全員協議会やりました。地方創生の話ししましたよね、去年。そ

れまでに補助金返しときゃよかったんです、私が言ったように。1月に臨時議会を開いて最初の交付金返したらどうかと。その後地方創生の話して、その後農業生産者とか町民を来らすようなことやったらよかった。それと同時並行で5月31日、町長、懇談会やりました。懇談会ちゅうか町民説明会とかやりましたよね、レスポアールで。あれは、まちづくり懇談会。はっきり言って、あれ失敗ですよ。無理があった。町長も20分の予定時間を38分使ってしゃべったことで後を押してしまったと。シンポジウムもちょっと中途半端に。だから、道の駅のとくに例があった田川のラピュタファーム、あそこは川崎町、杉本さん、あのあたりを講師に呼んでしゃべらせときゃよかったんです、5月31日。まず……

(町長久芳菊司君「そうなんですかね」と呼ぶ)

だから、町民の皆さん理解できんですよ。こんな久山に道の駅に人が来るのかどうかと、そういった不安があるやないですか。町長も2年前の夏の説明会じゃあ、きれいな絵は描いとった、誰もわからない。そうじゃなくて、皆さんの不安を解消するものといったら、ラピュタファーム呼んでしゃべらせときゃよかった。田川みたいな、ああいった田舎町でも人が来る、魅力がある。だから、杉本さんあたりを呼んでまちづくりとか魅力のあるそういった、まちづくりを語らしてくんです、1時間。その後1時間町長と対談すりゃいいんです。ラピュタファームの杉本さん。そういった形しとったら、私町民の意識変わってたと思うんです。それが夏にありましたよね、地方創生をテーマに。ちょうど8つの行政区とする説明会。それも生きてたんじゃないかなと。そういった形で回り回って、今年の2月、間に合わなかったのかもしれませんが議会で決議をとって、もう一回町民の意識も高まったし農業生産者も意識が変わってきたから観光交流センター事業を5カ年の地域戦略の中に入れましようや、っていうことで決ととったら、私賛成しとったかもしれません。ひょっとしたらほかの議員も同調しとった、かもしれない。そしたら今ごろ堂々と議論できとったかもしれない。私はそのことを言っとるんです。だから、そのことを何でやらなかったのかと問うのは今ここで一般質問の場なんです。だから、そういう形でやとけばよかったのにと感じておりますけれども。これは蛇足ですが、2年前の3月に私賛成しましたよね、一旦。採決の前日ラピュタファームに行ったんです。杉本さんおられて、しゃべったんです。久山で今こういう取り組みやろうとしてますと、観光交流センター道の駅と。どうでしょうかねと言ったら、うん、久山だったらやれると思いますと言われました。だから、杉本さんを講師に呼んでしゃべらせた後、町長と対談させて、その一言を最後に言わせる。そしたら町民の皆さんも変わってると思います。なぜそういう形をとらなかったのか。だから、一回、先言いますよ、最初は補助金返して今度

1年後に地方創生事業として観光交流センター事業を盛り込む形にして町民の意識を高めて、最後に議会の承認をもらおうと。そういう形にしとったら私も賛成だったかもしれませんが、ほかの議員も納得しとったかもしれん。町民の意識が変わってきたと。農業生産者の意識も変わってきたと。それをやとったら今ごろ、やれとった可能性がありますよということを言っています。だから、やらなかったということは、なぜやらなかったのかなと、それを問うてます。どうでしょうか。

○議長（木下康一君） なかなか執行部が答えができないことがありますし、佐伯君、どこを聞きたいのは質問がこの奨励そこを聞いたかったと思うてますけど、もう町長、執行部がなければ……

（6番佐伯勝宣君「じゃあもうスルーします、もういいです。うんとかすんとか言ってください、次行けませんから。うんでもすんでもいいです」と呼ぶ）

（町長久芳菊司君「声が出らん」と呼ぶ）

（6番佐伯勝宣君「はい、じゃあ次行きます」と呼ぶ）

佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 平成26年3月議会から今年3月議会での補助金返還による事実上の事業断念までの観光交流センター事業（久山道の駅事業）の賛否をめぐる動き等、町民への説明と事業の総括はどうするのか。現時点、町長との座談会で、町長から積極的に地域住民へ説明している姿勢は見てとれない。どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 過去っていいですか、終わったことをまたいろいろやるということでしょうけど、今回の観光交流センター事業については結果的に中止という形で、補助金も返還という、ありました。本来ならばおっしゃるように住民に対する説明でいいんですけども、これは町と議会の問題です。町、議会がやろうということがあれば、私はいつでもその場に出てって御説明はしたいと、町民の前にです。ぜひそういうのを議会でやろうということであれば、私はいつでも出ていきたいと思ってます。むしろしたいぐらいです。

以上です。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 議会の話じゃないと思いますけど。というのは、これは終わったことじゃないんです。というのは土地の問題がある、取得済みの土地。そして、立木補償の問題があるやつが、1,700万円ちょっと払った、それも土地に絡むんですが、町民の税金を使ってる、その説明はしなきゃいけない。本来これだけの大きな事業、2年前も町民を巻

き込んでいろいろ議論した事業であります。それがなくても積極的にこれは町がやらなきゃいけないわけです。町長自身も昨年の11月の町の広報紙1ページにわたって自分の考え述べられた。そういうこともありますのでこれはきちっとやっておかないと。言いましたように町民の税金使ってますから。ここらは辺はやったほうがいいんじゃないですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 当たり前ですよ、町民の税金使ってるのは。議会の問題じゃないとおっしゃるけど、執行部と議会の問題でしょ。スタートして議決して、途中で反対して否決して、最終的には中止になったわけですから。執行部だけの責任ですか。特に佐伯議員はどうお考えなのかわかりませんが、私は議会制民主主義の中で……

（6番佐伯勝宣君「議長何か言ってくださいよ」と呼ぶ）

きちっと議決に沿ってやってきたわけです。我々は提案権しかないんですよ。予算を議決するのは議会です。違いますか。

（6番佐伯勝宣君「違います」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

（6番佐伯勝宣君「私は」と呼ぶ）

○町長（久芳菊司君） うん。

（6番佐伯勝宣君「うんて言ったって」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 議長の許可を得てから発言を。

（6番佐伯勝宣君「注意してください」と呼ぶ）

今町長の発言中です。

○町長（久芳菊司君） 無責任にもほどがありますよ。だから、そういうことは説明やりましょうということであれば大いにやってもらって結構です。何か事業を中止したのは執行部だけのあれでやったようなことをおっしゃるけど、違うでしょうが。私はそう思います。だから、議会の中ではいろいろ議論はあったけど、最終的に中断してもう一遍最初からやろうということで反対された議員さんとも一緒に終結したわけですから、それをまた町民説明とか何かおっしゃるなら議会で集めていただきたい。そしたら私も行きます。

○議長（木下康一君） 本田議員。

（8番本田 光君「動議です」と呼ぶ）

どうぞ。

○8番（本田 光君） 今佐伯議員の質問の中で、特に大事な点がですね。町長も議会で説明をやるというんであれば自ら出て行って説明はしていいというふうにおっしゃるのは逆じゃないかと。執行部が提案しとるわけです。確かに議会にも当然進めていった関係も含め

て責任はあるというふうに思います。しかし、佐伯議員が質問されとるのは筋道は通つとるといふふうに考えますし、そうしたことを含めてやっぱり執行部が具体的に町民に対して説明すべきというふうに思いますし、動議を提出します。

(6番佐伯勝宣君「はい、動議に賛成です」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) ただいま執行部、議会も本田議員から言われました動議に対して賛成の方はおられますか。

[賛成者挙手]

○議長(木下康一君) 賛成者がおりましたので、いま一度発言をお願いします。

○8番(本田 光君) これはかつてからそれぞれ一般質問等あったけども再三と出されておる問題であるし、この中で今佐伯議員が質問された中でいろんな質問の仕方はいろいろあると思いますけども、とにかく補助金の返還あるいはまた、そうした手続き上が終了したから。とにかくこの議会で説明会をやれば町長自ら説明するというふうにおっしゃったけども、それはまた方向が違うというふうに考えます。それは当然町が最初提案して、議会が民主主義のもとにおいて賛成多数でやった関係です。そして、途中は同意の、あるいはまた後に逆になったという中止をしてもらいたいということが賛成多数で決議されたという立場からだったら、当然執行部として、この経過について今まで2年にわたって8つの行政区で町民説明会が行われております。そうしたことについて、町民は非常にどういふふうになったんだろうかという疑問は確かに持つておられるんです。ですから、やはり町民に対して町としての説明責任、それとまた議会も当然説明責任はあるというふうに考えます。だから、まずはもって町が説明責任を果たすというのが道理、じゃないかということなんです。

(「いいですか」と呼ぶ者あり)

○議長(木下康一君) 暫時休憩します。

しばらく休憩して議会運営委員会を開きたいと思います。

休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時04分

再開 午後2時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(木下康一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会を開いて協議の結果、動議は成立しましたが、賛否を問うような内容ではありませんので、このまま佐伯勝宣君に持ち時間内の発言を許可します。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） もう最後にします。決してここで言うのが、どうかとか、そういったあれじゃなくて、あくまでも町民はやっぱり町のトップである町長に説明してほしいって願ってるんじゃないですか。議会に説明してもらいたいという。やっぱこれは町長のもので、我々議会に予算が上程されてきたわけですから。そして、ここは総括です。総括ですからこうすればよかったんじゃないかと、これやったら成功したんじゃないかと、当然これは総括する部分です。今後、町で新たに何か事業をやるときにひょっとしたら参考になるかもしれないと。終わったものはいいいじゃないかと切り離しよったら、もう成長はないと思います。何か私が言ったことでまた将来参考になるのであれば、またいいなと思ってましたけど、これが単なる私の騒音だったらちょっと悲しくなりますが、いいようにしてもらいたいと思います。ですから、町のトップである町長の意見を皆さん聞きたいと思ってます。どうでしょうか。最後です。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町としてはそのような説明会をやる考えはありません。

（6番佐伯勝宣君「はい、以上です」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 次に、7番阿部哲議員、質問を許可します。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 私は人口政策としての草場地区住宅開発について。それから、空き家対策の実態調査状況、結果について。そして、農業振興対策につきまして質問いたします。

まず、現在草場地区の住宅開発については、町の重点的な人口施策として上久原区画整理、それから上山田区画整備がもう現在完了し、上山田においては現在9軒が家を建てている状況でございます。こういう中での草場住宅の開発が非常に遅れている感じがいたします。久山町の特別会計条例が制定され、草場地区再開発事業特別会計草場地区再開発事業が平成28年4月1日から施行となりました。現在での草場地区の開発の状況、そしてまた今年度の特別会計の予算的な措置をどう考えてあるか質問いたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 草場地区の開発につきましては予定どおりといたしますか、スケジュールを立てながら進めておりまして、さきに特別会計の設置条例を提案いたしまして、28年度年度当初に特別会計予算を計上していきたいと考えておりましたけれども、27年後半に事業計画が上がってきたときに、かなり事業費高が上がってると思いますか、現計画では。これでは少し町の財政的にもきついなというところがありますので、宅地率を少し

高めるような形での見直しをやってくれということで今指示してるところでございます。といいますのも、草場地区は新幹線で分断されておるような場所でもあって、現在の幹線道路からも上がっている、住環境として評価を高く持ち上げていくのが非常に厳しい現在の状況にありますので、私としては草場地区の活性化を促すためにも今回の住宅事業というのはやっぱり宅地だけを造るんじゃなくて、公園とかそういう環境整備もしながら現場を見ながら、いい住宅地にやりたいなと思ってましたので、そういう指示をした結果が、少しやっぱり事業費が高いかなというところがありましたので、少し見直しをしながら、ただ余りグレードを落とさないようにやりたいなと思ってますけれども。そういう形で当初には上げることができませんでしたけれども、次の議会あたりには特別会計の予算を上げさせていただきたいなと思ってます。そして、28年度中に地区計画の関係とかをやって、3工区に分けて事業ワークを進めてまいりたいと思ってますので、そういう形でまずは第1期分についての用地費とかそういうものを今年度上げさせてもらう予定にはしております。あと、次年度から工事のほうに入れるように、そういうスケジュールで今考えてます。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 当初からの計画で予算に計上するということでしたが、事業費が上がって宅地率を上げてという指示ということで見送ってるという考えでございますけども、あくまでも全体事業費は後からついてくるものでございます。ですから、用地は今麻生との協議の中で合意ができてると聞いておりますので、それは事業費が高かろうか低かろうか買うことは間違いないわけですよ。ですから、そこだけでも予算計上をするべきではなかったらうかと思っておりますけれども、先ほどの回答で9月議会で上程される計画ということでお聞きしておりますので、その辺でまたお願いをしたいと思っておりますが、実際に今町長のほうからも開発行為申請関係を28年度にするということでございます。実際工区につきましても当初は4工区でしたけども、今3工区ということでございますが、実際に工区に分けて、何戸が何年に完成して何年に販売できるかということが、もう今ある程度予定の中ではどう考えるんですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今現在のスケジュールを申し上げますと、28年度に先ほど言いました補正予算で用地購入費を上げたいと思っております。29年度は工事費の予算を着手して工事に入りまして、30年度に第1期分の分譲開始を行う予定にしています。同時に分譲の販売状況も考慮すると思うんですけれども、予定では2期分の用地購入費を30年度に上げる予定にしています。次に、31年度に2期分の工事を行って、32年度に2期分の分譲を開始、

翌33年度に工事で、34年度に第3期分の宅地分譲で完了と、そういう予定で今考えてます。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 一応予算化の問題もやっぱり計画ばかりが説明があって、実際に草場の住民の方々は本当に町が着手してくれるのだろうかといろいろな形で心配なんです。ですから、そういう形での早く上げてもらいたいと思いますが、今聞きまして30年度に1期分の分譲、それから32年に分譲とか34年に分譲でということで、今から6年かかるわけですよ。全部で70戸の計画ですから。6年かかって今現在草場地区の現状は、今年の3月31日現在で世帯数が131戸ある。人口にしまして261人です。その中の65歳以上が117人、高齢化率が44.8%です。今草場の方が心配されてるのは、このままいくと行政運営ができないんじゃないかなろうかという心配があるんです。今上久原も今度いろいろな形でアパートもできて、いろいろな形ですけども、今現在上久原は26.3%です。それだけ下がってきてます。ですから、本当に草場は切実なんです。ですから、予算的な問題も特別会計ですから、ある程度はつぎ込んでいただいて、早く全部の戸数が完成して、また完成して本当にそれがすぐ売れるかという問題も出てくるわけです。今聞きますと年度的には34年までに全部が完成ということでございますけども、6年かかってその6年で全部が売れるということもまた、いろんなことで問題があるわけです。ですから、次の開発の付加価値を高めるということになりますけども、やっぱり周辺整備を並行して進めるということで、ある程度1期工事ができた段階で、じゃあ、かかろうかじゃなくて、今の段階で整備に入る必要があると思います。ですから、ですから、草場池周辺それから浄水場周辺、いろんな形で集会所周辺、そういうことを散策路から植栽、いろんな形での公園整備、そしてあわせて今集会所前のある程度造成がまだそんなにかからないところのことは早く造成的なもので家が建てられる状況をする。それから、町営住宅の紅葉台前の空き地につきまして、やっぱり空き地の状態じゃなくて、あれの活用をする方法、またそこにある程度の住宅も考えられます。そういうことの周辺整備。もう一つは、新幹線の下をくぐってこの開発地の進入口になるわけですけども、その辺からああ、ここはいい住環境だな、買いたいなど思えるような環境整備が必要となっていこうと思ってるんです。それがいろいろな形での絵もまだないわけです。計画地だけの計画平面図。ですから、その辺について町長はどのような形で進められると思ってありますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃるような形で、特に草場地区は周辺環境整備からっていうのは必要だろうとは思いますが、ただ、どうしてもやっぱり財政的な問題がございまして、

基本的に全て町費でっていう形になりますので、まずは草場区の人たちが待ち望んである地区内の、一日も早く工事に第1期分入りたいなと思っております。地区内はいろんな形で集会所からずっと含んでの環境整備も絵に描いておりますので、それをやりながら、おっしゃるようにエントランスっちゅうのは大事ですよ、入ってくる。だから、その辺は街灯とか、今花壇の跡もきれいに草場はしていただいておりますので、そういう形でエントランスからのイメージというのもこれからまた考えてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） そういう形で周辺整備もお願いしたいわけですが、周辺整備の中でも草場地区の再開発特別会計の中に11組、12組、あの辺あたりまでやっぱりいろんな形での周辺整備が必要になってこうと思います。その辺でいくと旧浄水場っていうんですか、配水池が反対、12組のところにありますよね。あの辺あたりがやぶの中、状況では下側がいい住環境には見えないと思います。そういうことで、この特別会計につきましても草場地区全体の特別会計という形でいろんな形で再開発の対象という形で考えは町長のほうはどげん思われますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） それはちょっと難しいかなと思っております。まずは宅地分譲エリアの事業分について特別会計でやりたいと思っております。あと、周辺に関しては一般の環境整備、生活環境整備の中で着手する。そのほうが収支が明確になるんじゃないかなと思っておりますので。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 早急にいろんな面で着手をお願いしたいと思います。

次に、空き家対策の関係でございますが、これも草場の再開発に関係する形で私は質問をいたしております。空き家対策の実態調査、結果について少子・高齢化や核家族化に伴い、所有者がはっきりしない空き家が増え続け、社会問題化しています。昨年9月議会でも空家対策特別措置法に基づく空き家対策連絡協議会について質問しましたが、今から調査に入ると回答があったと思いますが、今回の地方創生事業、総合戦略の中にも空き家、空き地の実態調査により活用に向けた対策を進めるとあります。現在の調査の状況、結果、また活用の考えについて質問いたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この件については、実態調査等やっておりますので経営企画課長に説明させたいと思います。

○議長（木下康一君） 経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

議員がおっしゃるように、これは参考でございますけど、全国の空き家の現状といたしましては平成25年度総務省の住宅・土地統計調査結果によりますと、全国の総住宅数6,063万戸のうち空き家は820万戸で、空き家率は何と13.5%となっているようでございます。今や7、8軒のうち1軒が空き家というふうな状況になっております。残念ながら空き家は毎年全国で10万戸ほど増え続けているということが見られます。これは人口減少、核家族化、住宅の老朽化、病院、施設入所などが空き家増加の背景と言われており社会問題化しております。

このような状況下、本町では平成27年度の総合戦略策定業務内におきまして、空き家実態調査を実施いたしております。この調査は、平成25年度に区長を通じて各行政区で実施していただきました空き家調査を基本に、現地調査や水道メーター、住基情報等を活用し、空き家の特定と管理状況及び今後の意向について調査したものでございます。

調査目的といたしましては、適切な管理が行われていない空き家等が防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の利活用のために町内の空き家を特定する調査を行い、データベースの整備及び適正な管理の促進を図ることを目的に実施しております。

調査範囲といたしましては町内全域を対象とし、調査方法はまず25年度の調査結果をデータベース化し、加えて住基台帳、家屋台帳、給水台帳を突合した上で、空き家と推測される物件について空き家交付マップを作成いたしました。次に、この地図をもとに現地調査を行い利用状況を判断し、未利用あるいは未利用が疑われる物件について所有者等にアンケート調査を実施いたしました。このアンケート結果をもとに空き家を特定し、管理状況等のデータとあわせて地図情報システムGISに落とし込んでデータ管理を行っている状況でございますが、次に、調査結果でございます。行政区長に依頼した調査結果、国勢調査結果、住基、家屋、給水台帳データを突合をもとに221軒を調査対象とし、現地調査カルテを作成しております。カルテ掲載の物件につきましては、28年1月から2月にかけて現地調査を行った結果、104軒が未利用あるいは未利用の可能性があると判断しアンケート調査を実施しています。現在その104軒のうち75軒から回答を得、空き家と判断される物件棟数は現時点で63軒でございます。

次に、利活用についてですが、所有者アンケートで意向調査しましたところ、ほぼ全員が利活用を望んでいないという回答が出ております。1軒だけは利活用、貸してもいいよというふうな回答でございました。その理由といたしましては、倉庫がわりに利用している

とか、仏壇があるとか、県外に転勤をしているとかそういった理由であります。また、残り29軒については意向確認がまだできておりません。引き続き調査中でございますが、総合戦略のアクションプラン検討の際にも空き家の利活用については協議していく予定であります。また、所有者の意向により、新規住民や起業家への利活用を検討していく方針でございます。

また、空き家をもたらす問題は分野横断的に多岐にわたるものでございまして、防犯、衛生、景観等幅広い観点から対応する必要があるため、役場内でも横断的対応が必要となります。空き家の問題解決には限度がありますが、7月中に空き家対策庁内連携組織を設置し、空き家に対するそれぞれの業務分担を明確にして対策を講じていく所存です。ちなみにこの連携組織を設置後、アンケートが固まり次第、今後の予定ですけど、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、これは不動産鑑定士とか、いろいろ有識者を入れた上で久山町空き家等対策協議会を設置していく方向で今考えております。その本協議会で効果的な空家等対策計画を検討する予定としておりますが、空き家バンク等の制度構築等運用を目指し、効果的な空き家対策計画の策定を急ぎたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） いっぱい説明していただきましたので、詳し過ぎて理解できにくかったけども、最終的には63戸が空き家と。

（経営企画課長安倍達也君「現時点ではです」と呼ぶ）

ということですよね。63戸の分が各行政区ごとの空き家戸数ということでわかりますか。

この中で草場はどのくらいの空き家になる。

○議長（木下康一君） 経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 行政区ごとの戸数は今把握しておりませんが、草場地区が一番多いです。これも年々御近所のほうから管理についての問い合わせが、かなり電話がかかってきているような状況でございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 草場は、今現在世帯数が131なんです。この63軒の中の大きい戸数を占めるのは草場ということで、数字はわかりませんがお聞きしました。それともう一つは、草場の空き家のほうが昔の炭鉱住宅の形をとって家が續いてるんです。ですから、そういう中でのいろんな形での災害のおそれもあります。それからもう一点は、一つ一つの

空き家の老朽化が著しいということで、そういう面でも私は活用化というよりも住環境整備から見ても、やはり町が間に入って、特に草場の11組12組あたりはあの辺に用地は麻生の用地もございますので、道路を入れて整備するとかそういう中で空き家がある程度は整理していくと、いろんな形で町が入っていく必要があるんじゃないかなと思います。そういうことで、草場地区は住環境もよくなっていくという方向になりますし、下水道も入れやすくなるかと思いますが、町長はどう思われますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本町8集落ある中で、今おっしゃってるように草場地区だけは、残念ながら、いまだになかなか会社の用地ということで入れなかったということもあって、住環境整備というのは遅れているのは事実であります。ですから、今回も思い切って麻生さんのほうから土地を町が購入して町がやるという手法をとらせていただいたんですけども、今議員がおっしゃるように、いずれ草場地区にはそういう形で今後行政の手を差し伸べていく必要があるかと思いますが、まずは今回の集落の中心地にある旧住宅用地を活用しての整備をさせていただきたいなと思ってます。その後、今言われた問題、ただ非常に問題がある整備だろうと思ってます。個人の財産でございますから、以前東久原をやったような住環境整備事業とかいう、要するに国、県等の事業の中でやれるものであれば非常にやりやすいといえますか、これまだ調査してみないとわかりませんが今そういう事業が残ってるのかなというのもありまして、そういう、ひもつきの事業を活用できればそういう形でやりたいと思ってますし、特に11組いうたら下のほうですか、入り口、あそこへそれこそ間引き状態では難しいかなと思ってる。全体的な住環境改良整備をやらないと道路の問題もありますので、これはきちっと町が住環境整備として思い切って入るならばそれ相当の財政計画を立てながらやるべきだろうと思ってますので、まずは今計画しますところをさせていただいて、それによってまた草場地区の全体の集落の景観とか環境もよくなるんじゃないかなと思ってますので、それをきっかけに徐々にそういう整備も必要じゃないかなと思ってます。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 久山町は、8行政区でまちづくりを進めてということで今ずっと進んでおるわけでございますので、いろんな面で予算面もそれはございますけども、いろいろな形で進めてもらいたいと思います。上久原区画整理についても、町の施策として人口問題で区画整理が入ってる。いろいろな形で町費をつぎ込んでいます。ですから、今度は草場地区へということの中で早急なる、時間が厳しいんです、草場地区は。高齢化率が、先ほども言いましたように44.6%、もう半分も65歳以上です。ですから、今回役員さんも新

しくかわられましたけども、役員かわりするにも大変なんです。いろんな現状の中で早急なる形、先ほど町長のほうから9月には補正で上げたいということでございますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、農業振興対策と農振農用地の保全対策について質問いたします。

明日の農業を考える会の提言を受けて本年度農業活性化推進費が計上され、農地の集約化、農業関係の法人化等の推進等が進められていますが、今現在町長が思われている喫緊の農業振興重点策、農振農用地の保全対策はどのような形で進めようと思っておられますか。あくまでも今後、協議会とかいろんな形で有識者を含めて検討するというところでございますが、何もかんも白紙の中で検討してくださいということではなからうと思います。やはり町長が温めてこられた、いろいろな思いがあるんじゃないかなと思います。それをいろんな形で具現化されるのが今年じゃないかなと思うんです。先に町長のお考えをお聞きします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 農業についてはもうこれしかないと思うのが、今も現実にあらわれている久山町が水田農業でこれまで長くやってきましたけれども、米作による農地活用というのはもう非常に困難になってきたなという状況にありまして、現実にもそういう農業の放棄者っていうのが実際に顕著になってきてますので、そういう中でいかに農地を守るか、農業を守るかという中での喫緊の対策というのは、午前中にも言いましたように、一つは米作あるいは米作を含んだところの農地の管理を受ける組織体を法人化をしたい、そこを中心に農地の管理、生産をやらせたい。これが先だと思います。そしてもう一つは、米だけでは収益性の農業というのは限界があるわけですから、生産法人としてのいわゆる農業の6次化っていいですか、これができるような組織を次に立ち上げていきたいなど。同じところがやるのか、もう管理とは別に生産法人としての農業をやっていくのか、これは場合によっては町でもやれるかもしれませんが、いずれにしてもそういう管理を受ける組織、それから農業活性化を進めていく生産法人というのを、まずこれが第一じゃないかなと思ってます。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今言われましたように、法人組織作りは最大の久山の農業の今からの振興につながるんじゃないかなと思います。それは私も思うわけでございますけども、先ほどさきの議員さんの質問の中にも、法人組織作りとかいろいろな形の中では中心になる人によってその人が働いてもらって町と県がお手伝いする方向ですよということで、町がすることではないと言われました。しかしながら、今の現状の中で久山町のまちづくり

は、全部今回の総合戦略の特徴の中にも田園風景に囲まれる本町、田園環境を保持している多くの田畑や森林という形でうたってきておりますし、またそれが久山町の財産であろうと思うとです。ですから、その中で今回の提言の中でも久山町の多くは兼業農家、農業の技術、知識が次の世代に継承されてなく、確かな担い手がいなければ農地が荒廃し、自然豊かな田園風景と土壌が持つ多面的機能や農業生産力が低下するということが提言の中でうたってあります。ですから、その中に町が何をすべきか、ただそういう代表の人たちがいろんな形で作ってくださいよというだけのかけ声だけの町ではなくて、その中に何をもち町が久山町の田園風景を守るか、そしてまた森林を守るかという形になってこう思うとです。その辺が、町長が先ほど言われた町がすることじゃないという他力本願の。そういうことではなくて、本当にまちづくりとして、それぞれの地権者に頑張ってもらわないかんけども、町はこういうことをしますよということは、ないんですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町は他力本願と言われる、ちょっとそこが違うのは先ほど申しましたように、そういう生産法人にしろ、管理をやるにしろ、そこにかかわる人たちが、どうやるのかというのは中心的な思いを持ってやってもらわないと、これは長続きしないだろうと私も思います。だから、それをサポートするために町としてできるのは、いろんな支援制度を整備することが一つあると思うし、あとは人的な支援、そしてもう一つは生産法人であれば町も一緒に町としてやることでできますけども、どうせやるんなら参加する人たちも自分の利益を追求するような生産法人のほうが、私はやりがいがあるんじゃないかなと思ってますので、できればそういった形、そういう組織にしていくことが一番だろうと思ってますので、町がやれるのはそういうことじゃないかなと思ってます。制度を充実したり、もちろん推進準備会とかそういうものには町も入って一緒にやっていくし、あとは特に6次産業化の中では先ほど、計画だめになりましたけども、いずれにしても農業というのは農業と観光と商業と結びつけた6次化農業を進めていかないといけないわけですから、その辺のところ町が役割が出てくるんじゃないかなと思ってます。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今言われましたそれは私も同感なんです。で、その火をつけるのは誰かということです。ですから、火をつけて回ってほしいし、それから実際に農振農用地青地については優良農地という形もありますし、それから福岡都市圏の中でのいろんな形の消費者もありますので、いろんな形の農業の政策が考えられると思うとです。ですから、そういう形の部分については大いに火をつけてほしいし、職員に少しでも汗をかいてほしいわけです。ただもう一点、久山町の自然環境をするためには、山間部の農

地があるわけです。そこについては、白地の農地ですから転用はできんわけです。ですから、もういよいよ耕作できなくなったから転用ということで資材置き場とかいろんな形になったときに、せつかく久山町の森が清流の中に蛍が乱舞したり、じゃあその横に荒廃農地があつていいものか、資材置き場があつていいものか。自然の山の下が常に荒廃、それから資材置き場とかいうことになっては困ろうと思うとです。いろいろな面で町も作付の仕方、指導の仕方が保全の仕方、いろんな形を工夫してもらいたいわけです。山間部は、特に今有害鳥獣の問題もあります。ですから、鹿が食うて何にもされんということで荒廃してもらってもまた困るわけです。だから、町が誘導していくとかいろんな形を考えていく必要があろうと思うとです。高知県のおばあちゃんですか、紅葉もみじを山からとって、山からとる必要なくそういう畑にもみじを植えてもらったり、フキノトウをしたり、それからツクシとかワラビとかゼンマイとかいろんな形でも作ってもらつていいわけです。いろんなことの中で農地を何らかの形で活用する方法。そしてまた、九大演習林にも久山に合った農作物は何かということの研究をしてもらえばいいわけですから、いろんなことの活用も必要になってこう思うとです。そういう中での農地の保全、山間農地の保全について町長はどう考えてありますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 農業は農地もそうですけども、範囲が広くて今おっしゃるような問題がたくさんあると思います。特に久山町の場合は持ち反別もそうですけど、耕作面積が非常にちっちゃい小規模な農地ばかりですので。一方で山間部といえ久山町は福岡市、大都市に隣接してるわけですから、これをこう活用できる農業に転換していく必要があるのかなとは思っています。県の試験場の方も久山町で農地を集約しても、経営規模を大きくしても、米を作ったりする生産農業というのはかなり難しいんじゃないかと。それはそれでやれるところはやって、もう一つは観光農園とかあるいは体験農園としての農業の方法を模索したほうが収益性の高い農業が可能で。私は久山町の場合はそうだとすることを提言していただいたので、そういう山間部あたりについては特になかなか個人では難しいわけですから、そういう法人が今おっしゃったようなワラビを植えたり、都市近郊でいろんな多種多様な農業を久山町で展開していかないと、なかなか久山町がまちづくりで目指してる農地を保全することはできないのかなと思ってますので、多種多様な農業を展開できるような施策を我々としても真剣に取り組んでいきたいと思ってます。現にそういうことを個人でやられてる方もあるし、またオリーブだってそうだろうと思います。いろんな、そして多種多様な農業プラスということは、農家の人だけが農地を守るんじゃないくて、農家でない土地を持たない人たちも農業に参入できるような、そういう仕組みを全体的に考え

ていかない。一番は人がいるわけですから、そういう組織と人と多種多様な農業化というのを、そういう形をうまく作れたらいいなとは思ってます。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 久山町は多種多様な形での農業が福岡都市圏の中では考えられるということ。米の直接支払交付金、1反当たり7,500円が平成29年作付まで支払い、ということは30年からの廃止ということなんです。だから、近々に必要ということを私は言ってるじゃなくて、本当に喫緊に必要なのは農地をいかに保全していくかと。このままいくとすぐ荒れてしまうわけです。ですから、そこが必要、早く農業政策、いろんな形での農地を活用せないかんし、守らないかんわけです。それが久山町の生命線じゃなからうかと私は思うとです。そういうことでの、私は喫緊に町長はどういう農業政策かということをお聞きしたわけでございます。今回4月にも大幅な人事異動もありましたけども、新しい体制の中で今現在、農業関係、農政についての担当、森林保全の林業の担当、今の体制でどういう形を進められていますか。有害鳥獣の対策、それから新しくこの協議会も作ってこういうことも言われました。それから、森林整備計画、これについても新しくどういうものが向いてるか。杉、ヒノキばかりではなくて、広葉樹林も生育するのもある、そういう計画。それから、森林保全。そして、農業活性化の推進という形で、こういうものを町長はどう考えてどう進めていかれるか。最後の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 非常にお答えしにくい御質問なんですけども、お答えしにくいというのは限られた職員の中で、これだけの農地それから山林整備をいかに維持していくか、活用していくかということになると大変な状態なんですけども、しかしもう限られた人数でやらなくてはいけないと思ってます。ただ山林については、昔は山林専門の職員ということで2人ほどかかって町中の山林をめぐりながら管理をしていたけれども、現実には林業の衰退つちゅうこともあつて活用がなかなかできないということもあつて、今現在担当は置いていますけども、なかなか現状把握にはまだ至ってない状況じゃないかなと思ってますので、そういう面ではいろんな人材を活用というのにも必要になってくるかなと思ってます。それから、一方で、言いにくいんですけど、財政問題、行財政改革という中でありますけれども、町の活力といいますか重点的な事業を推進していこうとすると人事体制もどうしても必要となりますので、職員の定数条例も今満杯で特に再任用とかいう形も生じてきますし、そういう形で臨機応変に活用できるように定数条例のほうもお願いしようかなとは思ってますけども今現在は限られた体制の中で、議員がおっしゃりたいのは恐らく重点事

業については体制もしっかり組みなさいということだろうと思いますけれども、それは十分わかっているんですけど、なかなかいろんなほかの業務っていうのも、おろそかにできないところもありますので。とはいうものの私も農業ちゅうのは一番喫緊の問題だと考えてますので、その辺のところは工夫しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 次に、8番本田光議員、質問を許可します。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 地域防災計画の練り直しと震災対策の抜本強化ということについてお尋ねいたします。

4月14日21時26分、熊本地方でマグニチュード6.5の地震、そして16日未明にはマグニチュード7.3の地震、最大震度7の揺れ、気象庁によりますと、こうしたケースは観測史上初めてだと言われております。地震は大分県まで広がり、熊本県を中心とした地震の総回数は昨日の11時現在で1,668回も続いております。今回の熊本に関しては、震度7の連続発生は全く国も47都道府県も想定していなかった想定外というふうにも言われております。平和な生活が一瞬にして寒心と恐怖の世界に取ってかわりました。被災者の生活となりわいを失った方は数知れず、世界に誇る阿蘇の美しい山肌が崩落、熊本の観光も大きく傷つけられました。復旧復興は今後中・長期にかかると思いますが、国や自治体の果たす役割は極めて大きなものであります。被災者の生活再建など、一日も早く実現できることを願うものであります。直近だけでも2004年中越地震、2005年には西方沖地震、2011年には東日本大震災、本年熊本地震と巨大地震が発生しております。僕もかつて神戸に走ったり、いろいろと熊本に走ったり与知しておりますけれども、その震度7という地震の揺れというのは想像もつかないような揺れだというふうに言われてます。そこで、そうした想像もつかない揺れというのは、テレビあるいはまた電子レンジ、冷蔵庫でも飛ぶような状況だとも言われております。人間も宙に浮くというような状況も言われております。そうした中で、これは昨年各家庭に配布されたものだと聞いておりますが、家族で地域でいざというときのための久山町土砂災害ハザードマップというのがあります。この中にいつては大体臨時的な対策はそれぞれが書かれております。こうした関係を含んで、公共施設の耐震化と今回の議案の中にも出されてますように小・中学校の耐震化。今までもやられてきておりますけども、まず公共施設の耐震化、進捗率は何%ぐらいになっているんでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 公共施設の耐震化の進捗率についてお尋ねですけども、国がしてる耐震化の対象施設というのは昭和56年5月31日以前に建てられた施設ということで、町のほ

うは調査をいたしました。その調査の結果、耐震化が必要な施設は役場庁舎、久原、山田幼稚園、久山会館、中学校、町民体育センター、中学校の屋内運動場の7カ所が今耐震調査の結果必要だということでございます。まだやってないところもあるんですけど、耐震調査をやった中での耐震化が終了したのは久山会館、中学校、町民体育センター、中学校の屋内運動場で進捗率は57%でございます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 耐震化というのは、なかなか報道方面を見ても、一定の熊本市内周辺を見て回ったんですが、インフラ関係です、同時に、こういう関係も結構修復がなかなか長期にわたるんじゃないかというふうに考えます。そこで、公共施設をまず耐震化、そして進捗状況が57%と、だからこれは今後も財政的な問題もありますけども、ぜひ耐震化の強化を進めていただきたいなというふうに考えます。

質問の2は、耐震に備えた水道、下水道構造物の進捗というのは、これもなかなか難しいというふうには考えますけども、今度の熊本地震によってそういうインフラ関係が結構傷んで、なかなかさっと使用ができないという状況がありました。私自身も身内が熊本市におるものでありますから、行ってみたらもう既に上水道、下水道関係は止まっとったです。そういうことが、自然災害というのは、いつ発生するかわかりません。そうした中での耐震に備えた水道、下水道構造物がこれから必要になってきやしないかと思いますし、町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久山町の上水道、下水道構造物につきましては、平成24年度に耐震調査を行っております。上水道施設は、平成25年度に耐震の改修工事を行い終了してるところでございます。また、下水道のマンホールポンプ場11カ所は、耐震性は満たしているという調査結果が出てます。その他の施設、いわゆる上水道の管路等の耐震化率は、震度7程度を想定してんですけども全体の約14%です。今後そういう老朽化の施設対応を行いながら進めていくようにしております。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） ぜひそうしたいつ何が起こるか発生するかわかりません。そうした中に、いついかなる場合でも対応ができるように、水道、下水道構造物の進捗率を高めてもらいたいというふうに考えます。その場合の地域での高齢者など要支援の避難支援に対して、各行政区の自主防災組織任せにせずに、町が責任持って行政区と連携をとりながら充実を図ってはどうかという、先ほどのハザードマップにも確かにそれは書かれております、地域がお互いに協力しながら対策をとるようにと。しかし、いざというときには、そ

う体制がなかなか容易じゃないというふうに考えます。かつて本町でも、東久原の災害を拠点としてそういう防災訓練をやられたことがありました。そうした日常的な災害の案を、予備知識っていうか、そういうのを持って対応していくことが必要じゃないかというふうに思います。ですから、大事な点だからあわせてお伺いしますが、これは防災知識を総合学習、その他の科目分野でも関連づけて学ばせていた岩手県の釜石市の教育委員会、この対応は日常の防災教育の大切さを改めて考えさせられました。本町の学校等あたりでもそうした教育が一定はされておると思うけども、日常的にはされてないんじゃないかというふうに思います。そうした高齢者の要支援者の避難支援体制とあわせて、そうした全町民挙げての体の不自由な人やらそういう、いろんな行動ができない人たちを含めて、そして日常的な防災意識、これを持つ必要があるんじゃないかと思ひますし、町長の考えを聞かせていただきたい。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 防災については、今回の熊本大地震を経験しまして、今、日本列島はどこにいても起こり得るんだという認識を強く持つ必要があるんじゃないかなという考えを持ってます。今御指摘のいざというときの助けが必要な方、援護者については、当然一時的には役場が責任持って避難誘導するのが当然であるし、またその体制も作っていますけれども、災害というのはどういう形で起こるかというのも全く予想できませんので、地域の住民の方と一緒に、いざというときの組織作り、訓練といいますか、これはやっておく必要があるなと思ひます。場合によっては地震等なんか特にそうですけど、役場がすぐには近づけないような状態も起こり得るわけですから、地域の方の住民の協力が必要だろうと思ひてます。現在、地域別の地区別の見守りネットワーク会議において、特に健康福祉課の職員、社協の見守り、これは高齢者は2人世帯のとき、それから民生委員が独居の高齢者の方、区長、ボランティア等含めて情報交換をやってます。きちんとそういう中で、どの地区にはどういう援護が必要な方がおられるかというのは、そういう地域見守りネットワークの中で常に手を動かしながら把握をしてる状況でございます。こういう情報をもとに、要援護者の避難方法についても協議していきたいと思ひてますし、直接の搬送等についての方法についても再度また確認をしていきたいと思ひてます。ただ、いずれにしても災害はまずは逃げる、避難することが第1ですから、これは訓練以外にはないのかなと思ひてますので、今現在各行政区長さんにも再三防災組織を作ってくださいますので、訓練をぜひやっていただきたいということで呼びかけをしてるところでございます。特に地区では2回ほどやっておられる地区もあるし、あれだけのことを訓練されておると、いざというときの行動のちゅうのがスムーズに行くような気がします。これは

ぜひ各行政区で消防団それから行政区一体となって、やっていただけるようにまたお願いもしてまいりたいと思っておりますし、全体的なものについては町のほうでまた計画をしてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） ぜひそうした行政区とも連携もとりながら進めていただきたいというふうに思いますが、大事な点だから通告は議長、ありませんけども、先ほど学校関係での防災知識の指導の仕方、そういうこともありますし、町長ぜひ教育長にも答弁させていただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 中山教育長。

○教育長（中山清一君） 学校関係の地震あるいは火災等の避難態勢につきましては、学期に1回ずつそれぞれ災害別に応じた避難訓練を行っております。ただし今議員が言われました釜石の奇跡と言われているのは、あれは中学生が中心になって、自分が想定する以上の状況を考えて避難をすると、まずは逃げると。そして、自分だけで逃げるんじゃなくて隣近所みんなに声かけて逃げると、高台に行かせると。そういった教育が徹底をされておったから釜石では小・中学生の被害が一人もいなかったと、これが奇跡だというふうに言われている。そこまでは久山町内の学校教育の状況で避難訓練等の中ではやっておりますが、釜石ほどは徹底しておりませんが、今熊本大地震等の経験をいたしますと、どこでどういうふうな形でいつ起こるかというのがわかりませんので、学校にも避難訓練の充実を指示したいなというふうに思っております。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） この久山町でも当時震度4だったわけです。ですから、震度4でも相当の揺れでした。ですから、いつそういう災害が発生するかわからないし、日本列島そのものがそういう災害、危険な地域というふうに言われてます。プレートの動き次第ではどうなるかわかりませんが、いついかなる場合でも一人でも助かるように、そうした日常の訓練が必要じゃないかというふうに考えます。ぜひ強化の何もかも、ハザードマップも、もう一度精査、見直し等あたりも加えて練り直しをしていただければというふうに考えますが、そこはどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ハザードマップは割と最近作ったあれですか……

（8番本田 光君「そう」と呼ぶ）

再度確認をしていきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番(本田 光君) ぜひ見直し、練り直しをやっていただきたいというふうに考えます。

次に入りますが、急傾斜地崩壊危険箇所が、年々集中豪雨などによって危険が高まっております。地権者の協力も得ながら、そうした町として積極的な取り組みを進めてはどうかと。この中にもそれは書かれております。そうした災害の箇所までは書いてないけど認知されてるんですが。委員会等あたりでは、そうした急傾斜地危険地域は出してもらったりしておりますけども、そうした今、木を伐採されたところ、久原の山内あるいはまた猪野遠見とかそうした危険箇所も含めて大雨に耐えるような対応、これをどう未然に防ぐかというのは、そう簡単になかなかいかんと思いますけども、そうしたまず危険な箇所から対応していくというのが必要じゃないかと思います。町長の考えを聞かせてください。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) まず、一時的には家屋とか人災、人に危険の及ぶようなところを優先すべきだろうというふうに思いますし、今回言われた幼稚園関係で山林かなり大きな面積してますので、この辺の土砂流通が起きないか、これ私も現地確認をしてまいりたいと思っております。

○議長(木下康一君) 本田光議員。

○8番(本田 光君) そうしたお互いに防災認識してから、そういうのをもって解消していくというのが必要じゃないかと考えます。

そこで、5番目の町内を流れる県営河川について、河川管理者である県とも協議を深めて、浚渫など改修を急ぐ必要があるんじゃないかと思います。これは、かつて他の議員の方も質問されておりますけども、ぜひその関係を急ぐ必要があるんじゃないかと思いません。町長の答弁を求めます。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 町内ほとんど県営の河川でありますけれども、大体県が全町見て危険な箇所を優先に浚渫等をしていただいておりますので、見た目が土砂が堆積したり、木が生えたりっていうところありますけども、河川数が多いわけですから最優先的にそういう災害の発生のおそれのあるところを県もしておりますので、町としてはその情報を県のほうに随時上げていきたいと思っております。

○議長(木下康一君) 本田光議員。

○8番(本田 光君) 地域防災計画のいろいろな指導と災害対策の抜本強化という全体的についてお伺いしますが、ちょうど熊本地震が発生した数日後にお年寄りの御夫婦から電話があったんです。一体どこに避難していいかと、そしてまた台風等あたりで避難した場所が空調関係がわからなかったと、どういうふうに扱っていいのかというふうなことや、また

一方、食料等あたりどうなつとるかとか、食料等あたりです。これは、各行政区ごとに管理されて体制をとられてるのは重々わかっておりますけども、そうした点も町と行政と連携とりながらよりよいお年寄りの心配を解消していくという、そういうことが必要ではなかろうかというふうに思いますし、同時に先ほど来から同じことを言いますが、災害はいつ発生するかわからないと、そのためには職員、議会も挙げて、町民挙げてそういう防災認識を持っていつでもこの対処できるという、そういう方向にどう町民に位置づけていくかというそういう点が大事じゃなかろうかと、これは町の広報等あたりでも示すことができるんじゃないかと、あるいはまた議会だよりあたりで、そういう防災意識の認識関係もPRができるんじゃないかと思えます。町長のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 災害の発生時についての対策あるいは予防については、町の防災計画にのっとって防災対策会議の組織も編成してありますし、一時的なものについては職員で待機するという形をとっています。それから、最初に言われた今回の地震のときでも余震が続くという形で、不安になってどっか避難しようということが、お年寄りの中ではあったんだろうと思えますけど、これについてもう一度、避難については避難場所に各行政区のほうで用意してる施設については開放していただくように、そういう方法をとらせてもらえますので、大体区長さんが対応していただいているんですけど、当然町の施設をあけるときは町の職員があけていきますけども、その辺の徹底をもう一回区長さんのほうにお願いをしてみたいと思えます。

それから、避難については食料は自分で用意していただくということになると思えます。災害が発生したとか当然地震避難の場合は、災害が起きてもう避難命令とかあつて行った場合には、そこに当然大勢の方が緊急に集まれるわけですから、そういうときは当然行政のほうで食料なり水なりの支給はやっていくといったところですけど、自主避難の場合は申しわけないですけど食料は自分で用意していただくということで今お願いをしているところでございます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 次に入ります。

観光交流センター道の駅・食のひろばの事業計画断念の事後処理について。

質問の第1は、株式会社食のひろばは、2015年3月27日で設立登記されました。しかし、本店所在地を久山町役場としてきたこと自体が、町政の私物化ではないかというように指摘してまいりました。また、行政管理上不適正で、住所使用許可の撤回を町長に強く

求めてまいりました。町長は今年2月9日、議会全員協議会におきまして、会社法人株式会社食のひろばを2月末に向けて解散したい旨の発言をされました。登記簿や定款によると、代表取締役の齋藤氏が300万円の出資、久山町が500万円の出資、資本金800万円の会社であります。さきの議員も質問されましたけども、町が出資してる500万円の撤退はどうなるかと、町長にお尋ねしますが。そして、昨年何月でしたか決算書を出していただきました。前年度と昨年度分ですか。そうした資料提出をするという、去る3月議会では言われましたけども、まだ確認終わってないかどうかわかりませんが、資料提出がまだ見てないから、そういう点はどうなってるかお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 食のひろばについては、先ほど事業取りやめに伴って解散するという事で申し上げておりました。さきのときに解散ということで結局2月ですか、やりましたので、2月9日か、説明をしたところでございますけれども、先ほどもう説明は、ようございますか。金額のあれについては言いましたので。

（8番本田 光君「もう1度」と呼ぶ）

町が500万円、フォアサイトが300万円の出資で手続した食のひろばでございますが、今回解散に至りましたので必要経費16万6,144円を出資割合に応じて差し引いた分をそれぞれフォアサイトと町のほうに返還という形をとりました。もう既に町のほうにも雑入として受け入れをさせております。

それで、決算書については、2月解散した分までの分が27年度の決算になりますので、これは今会期中に報告をさせたいと思います。それ以後の精算、決算報告というのがありますので、それはまた速やかに議会のほうに報告をしたいと思っております。

以上です。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 結了登記っていいですか、それが終わるまでっていうのは大体全体が例えば東久原で町政懇談会やってあったときに、先ほどから1番議員も言われたように鋭い質問が出たわけです。特に今まで大体幾ら使ったのか、僕たちが納めた税金は正しい方向に使ってくれというふうな発言がありましたけども、大体総額どのくらいコンサル料から総費用使われたんでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今手元にはその金額がわかるのは持ってませんので、後ほどあれやったら。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） そしたら、明日委員会があります。そういうときに出していただきたいなと思いますし、それから先ほどころど6番議員の佐伯議員からの質問に対して町として経過について説明するつもりはないと、確かに町の広報の1ページ使って掲載されたり、あるいはまた幾つかの行政区では、それなりの町長の考えは言われたけども、具体的にはまだ町民説明会っていう形はされてないんです。ですから、何らかのけじめというか、そういう完全に結了の登記が終わった時点でもいいし、何らかの形を出すべきじゃなからうかというふうに思います。そうした経過について、実はこういう形で集計しましたというのは町民に知らせる義務があると思います。町長の答弁を求めます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 観光交流センター事業の件につきましては、議会広報でもされてますし、私も広報できちっと町民の方に向けて報告をさせていただきました。ですから、改めてその経緯とかのための町民説明会をする考えは必要ないと私は思ってます。ただ、今おっしゃったように、完全に終了したということについては今回の食のひろばの登記終了といますか、ことについては広報等でまたお知らせをしたいと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 先ほどの登記終結後です。その後の中で、実はこういう経過で終結しましたというぐらひは町民に知らせる義務があると私は思いますが、もう一度そこ。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 観光交流センター事業を中止にしたことに伴って、事業を遂行するために作っていた株式会社食のひろばについては閉鎖することとしましたのでという、そういう内容になるんじゃないかなと思ってますし、あとはこの事業を中止するときにも言いましたけども、前向きにこれからのことに、町民の方もそれを私は期待されてると思いますので、そちらのほうに向かって町民に情報を出していくべきだろうと思ってますので、そういう形で終了させていただきたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 過去に目を鎖さずいうたら言い過ぎかもしれませんが、目を鎖さずに過去のことは反省しながら、かつてこの場所からも言いましたように、ゴルフ場開発あるいはまた映画テーマパーク事業関係。直接町も行ってかかわりを持った。ですから、そうしたことを反省しながら、そして今回も事業遂行が確かに議会制民主主義、二代表制という立場から、そういうところを十分見ていただいて、当然執行機関と行政を監督、いわゆるチェックする機関という。前にも言いましたけど、協力させていただくところは協力する、そして批判させていただくところはするという立場から、そうした二代表制のもと

で当然町もそういう姿勢を示してもらいたいということ言ってるわけです。ですから、その経緯について終結した暁には、何月号で発行されるかわかりませんが、そこに一定の経緯は書く必要があるんじゃないかというふうに思います。町長の答弁を求めます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ここだけのいろいろなお考えもあるかもしれませんが、私としてはもう事務的に終わった報告をしたいなと思ってます。

（6番佐伯勝宣君「それは違うでしょ」と呼ぶ）

前向きにですよ。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

（6番佐伯勝宣君「違うでしょう」と呼ぶ）

○町長（久芳菊司君） 次の形をいきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 不規則発言。

（6番佐伯勝宣君「そちらの意向でしょ。いつ話すんです」と呼ぶ）

佐伯議員。議長の許可なしに発言禁止。

（6番佐伯勝宣君「何を言ってるんですか。まだやってください」と呼ぶ）

議長の言う……

（6番佐伯勝宣君「先ほどの、議事進行」と呼ぶ）

（8番本田 光君「ちょっと6番、僕の質問です」と呼ぶ）

いやちょっと待ってください。

（6番佐伯勝宣君「6番、議事進行。議長」と呼ぶ）

議事進行じゃない。

（6番佐伯勝宣君「それはとにかく暴言です」と呼ぶ）

あなたが……

（6番佐伯勝宣君「暴言、先ほどの発言はいつされるんです」と呼ぶ）

議長の許可なしに発言することは許しません。

（6番佐伯勝宣君「只今お願いします。6番、議事進行。先ほどの不規則発言を通してください言ったらどうします。前の議会、3月議会の」と呼ぶ）

今そういうことは関係ありません。

(6番佐伯勝宣君「じゃあいつやるんですか。いつやるんですか。今教えてください。いつ、いつですか」と呼ぶ)

再度注意します。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長の再三注意して聞かなければ、この会が終わるまで発言を禁止します。

(6番佐伯勝宣君「はい、はい、じゃあしょうがないから発言禁止で結構です、発言禁止で結構です。やってください。出ます」と呼ぶ)

ちょっと待って下さい。

(6番佐伯勝宣君「出ます」と呼ぶ)

座とっていい。

(6番佐伯勝宣君「いや、結構です。出ます」と呼ぶ)

退場を命じてません。

(6番佐伯勝宣君「ああ、そうですか。わかりました」と呼ぶ)

本会議が終わるまで、そこの席上に座とってください。

(6番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ)

では、本田光議員。

○8番(本田 光君) 町長、ぜひそれは詳細にこの全てを書くってということじゃなくて、町民にわかりやすいような形でそういうことを述べていくというのがいいじゃないかということを行ったわけです。町長の先ほどの答弁のとおり。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 私の考えで最終的に広報をさせていただきたいと思ってます。

○議長(木下康一君) 本田光議員。

○8番(本田 光君) 次に入ります。

観光交流センター予定地として既に先行取得している土地5,040平方メートル。これは、当然農業振興に使うのか、あるいはまた別なほうに使うかというのは町民が納得できる有効活用をしてもらいたいということを3月議会でも質問いたしましたが、そうしためどはあるんですか。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) この土地は観光交流センター事業を推進するってということで取得した土地でございます。それに向かって進んでいた中で最終的には中止になったわけですか

ら、それをまたすぐ次のっていう形は、まだまだそれは無理だろうと思います。ただ、そういう形で取得した土地ですから基本は町の活性化事業、特に農業にという形で今農業活用をしたいなと思ってますけども、将来的にはこれからも町にとって一番有益な形の活用ができれば一番いいなって思ってます。今時点でこれをどう使うとかこれは軽々に言えないし、みんなで一番いい活用方法を見出した中で一番いい形の活用、場所的にも悪いところじゃないし、当然いろんな活用が考えられるところがございますので、十分議会それから町民の方たちとも協議しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） ある人は、あそこは福祉の拠点にしたらどうかとか、いろんな考え方がそれぞれあるんです。しかし、福祉の拠点というても福祉があちこち久山町内のC&Cセンターやらレイクウッドや社会福祉協議会が久山会館のところにあるという、だからそうしたことも考えの一つかもしれませんが、町民が本当にこれだったらいいんじゃないかといういろんなアンケートあたりでもとられるような方法とかいろんなことを考えて、そして町民が納得できるような方策をどう作り上げていくかという土地の利用。そうしたことが町のこれから先の発展にもつながるような方策をどう構築していくか、ここが大事じゃないかと思えますし、ぜひそういう点を職員も70名近くおられるわけだから、そして町民の知恵も集めて、そうした土地の利用を検討されてはどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 一時的には当初の目的をなくした土地です。だから、今度は新たな町の資産として一番有効な活用を考えるべきだろうと思ってますので、これはもう今回の観光交流センターの用地に限らず原山とか石切にも取得した町有地があるわけですから、そういう分については当初の目的とは変わるかもしれないけれどもいずれ何らかの形で活用しないと町民の税金で買ってるわけですから。そういう意味で今回の土地についても、一番効果のある形の活用を見出していきたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 今町長も言われましたように、有効活用、これをどう作り上げていくかということです。町民が納得できるような有効活用の方策を今すぐには難しいにしても一定の時間かけてでも28年度だったら28年度中にめどをつけるというぐらいせんと、いつまでたってもずるずるしていくと、そこはどうでしょう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これは、期間は私も言えないです。施設か何かを建てるとかなんとかいうことであればいいんですけれども一つの土地ということですから、そのその土地だ

けを何か個別に活用するというだけで終わるのか、全体的なそういう流れの中で農業全体として、もしかしたら将来そういう生産する場所にするのか、販売する場所にするのかということもあり得るだろうし、全く違う形での土地利用もあると思いますので、今早急にあの土地の利用も活用も決めるというのは必ずしも限定を私はできないなと思ってます。あれが普通財産として、例えば物流とか企業誘致とかそういうのに使ってもいいよということであれば、それはもう28年度内にそういうものを積極的に動いてやりますけども、あれを活性化とかそういう有効活用に使おうとすると、もしかしたらそんなに早く固定した目的を発表できないかもしれないと私は思ってます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） いずれにしても、町民が納得ができるような方向をどう土地利用を目指すかということを期待したいと考えます。

次に入ります。

会社法人株式会社食のひろばの代表取締役社長は、齋藤顕一氏自身でありました。取締役役に久芳町長、取締役役に只松副町長が就任されておりました。本来、町長、副町長は議会や住民に対して株式会社食のひろばの経営状況を説明し、その承認を得る義務を負うはずであります。しかも、会社役員であり、この会社の業務が適正に行われるように監督し、統制する自治体の最高責任者、また副責任者でもありました。

観光交流センター道の駅・食のひろば整備事業について、議会が4度にわたり関連予算、修正案を可決しました。これをどう総括し、反省されてるのかということでもあります。かつて第3セクターヘルシーパーク久山が進めようとしたゴルフ場、あるいはまたその後のパラマウントの映画テーマパーク。このときに久芳町長は、当時担当課長でありました。そうした関係を含めて、そうしたことを統括、総括して、今度どういうふうにかかしていかという苦い教訓から、よりいい方向の教訓にどう切りかえていくか、そうした過去に目を向けていくというのも必要じゃないかと。悪いことばかりじゃないんです。ですから、前進していくためには反省しつつ、前向きに進めていくということも必要じゃないかと思えますし、町長の答弁を求めます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 最後のところだろうと思えますけれども、おっしゃったようにこれは特に民間と一緒にやろうとか、民間を活用してやろうということに関しては失敗もあれば成功も出てくると思えますし、これにくじけずにチャレンジしていきたいと私は思ってます。ただ、過去のゴルフ場とかテーマパークですか、それぞれ状況は違いますが今回一番思うのは、執行部と議会の足並みがそろわなかったということじゃないかなと思っ

す。我々も綿密に事業計画も作ってまいりましたし、ただそれについての議会の皆さんに十分な理解を得ることができない。喫緊した中でのスタートという形になったのが最終的にはできなかったというのは、喫緊の状態じゃなくて十分な賛同の中でスタートするのがやっぱりベターかなというのは自分自身では思っておりますけども、だからといってこういうことは挑戦していかないと、特にこれからの行政、町を活性化するというのは民間を活用しないと私はできないなと思っております。特に一番問題なのは、何かこういうやろうとするとき、どうしても行政というのは身を半歩引き下がってやろうとすることがどうしても前に出てくるんですけど、私はやる時は思い切って民間と同じような形で入っていかないと、なかなかもう民間も一緒になってはくれないんじゃないかなと思っておりますので、そういうところを全て執行部と議会が理解した上で今後の新しいものについては挑戦をしていきたいなと思っております。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 今町長も大体僕の考えと余り変わらないようなことを言われました。確かに執行部と議会がぎくしゃくしてはいかんです。ただしある程度は緊張感を持つ、これは大事なことです。ですから、そうしたチャレンジといっても、今回の件はチャレンジが議会には余り伝わってこなかったというのが現実じゃないかというふうに思います。だから、お互いに言える範囲はちゃんと出して、そしてまた出せないといえれば出せない。そういうことが議会と行政の信頼関係を生んでいくんじゃないかと思えますし、これから今後そうした前向きな方向での施策、今後やろうとする施策も本来だったら先ほど来からおっしゃってます町の総合計画を町と議会がお互いに作りあって出せば一番これお互いに責任あるわけです。行政だけのほうの責任だけじゃなくて、議会も責任があるというそういう事業を進めれるじゃないですか。そうした議会も半分持つ、行政も半分持つようなそういう施策が町民にとってプラスになるような施策をどう作り上げるか、そういう反省点に立って対応してもらいたいと思いますが、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議会と事業を進める上で足並みそろえていくのは、これはもう大変重要なことだろうと思っております。ただ、行政と議会の役割というのはもう明確にあるわけですから、我々は提案するのが行政ですからその提案する段階から行政と議会と一緒に、これはだめだろうと思っております。我々は行政のプロとしての計画を作り上げて議会に提案して、議会がそれをもんでいただく。最終的に予算を了解していただくというのが、議会と執行部との役割じゃないかなと思っておりますのでそこだけは御理解いただいて、やるということになれば同じ方向を向いてぜひやらせていただきたいなと思っております。

○議長（木下康一君） 時間があるので休憩。では、10分間ちょうど4時に。

4時に再開いたします。

休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後3時49分

再開 午後4時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

松本世頭議員、質問を許可します。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） それでは、2項目。

まず、中学校給食実施についてと町の重要課題であります町の活性化について質問させていただきます。

中学校給食実施についてでございます。

中学校給食実施についての請願が町民から提出されて、議会では全員賛成で可決しております。その後、教育委員会で調査研究をされているが、何ら議会に報告がありません。

まず、そのことについて教育長に伺いたいと思います。

○議長（木下康一君） 中山教育長。

○教育長（中山清一君） 中学校給食問題につきましての御質問でございますが、お答えいたします。

教育委員会では、中学校給食問題について調査研究するよう町長の指示を受けまして、現在調査を進めているところです。昨年の12月には議会からの要請がありましたので、請願の処理状況について御報告をいたしましたところでございます。その報告の中身は、糟屋地区及び近隣の中学校も給食のさまざまな方式によるメリット、デメリットについての視察及び聞き取り調査を実施しているということを御報告をいたしました。3月末の中間報告でございますが、処理状況の報告と大差ございませんが、ただこれまでの調査だけでは教育委員会としての中学校給食についての考え方、あるいは方向性を出すにはまだまだ不十分であるというふうに思っております。そこで、28年度には、これまでの視察状況とあわせまして、先生方、保護者、そして生徒等へのアンケート調査を実施し、それらとあわせて考慮しながら久山中学校に最もふさわしい給食のあり方、あるいはそれに対する教育委員会の基本的な考え方等を最終報告書として28年度末に提出する予定にいたしております。その時点での御報告ができればいいのではないかなというふうに考えておりました。

以上です。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 昨年12月議会で、2,500人超の署名が集まっております。教育長も教育委員会として厳粛に受け止めたいと発言されとります。その結果の行動、会議等の議事録の提出について伺いたいと思っております。また、学習会開催の給食実態によるメリット、デメリットは議会で報告しているが、そのことについてどう考えておられるのか。また、調査等に私は時間がかかり過ぎてはないかと思っておりますので、そのことについても答弁をお願いいたします。

○議長（木下康一君） 中山教育長。

○教育長（中山清一君） それでは、学習会の経過状況等について、まず報告をいたします。

大体基本的には、2カ月に1回ということで教育委員会でその内容につきまして協議をいたしておりました。ただ、昨年の途中から毎月しなければ中間報告あるいは最終報告に間に合わないということで、基本的には1カ月に1回をしようというふうにいたしております。しかしながら、なかなか内容が定例の教育委員会とあわせてやっておりますので、議題によっては毎月できないという状況もございました。ちなみに平成27年度の状況でございますが、先ほど言いましたように、それぞれの郡内の中学校いろんな方式がございます。例えば単独校調理場方式とか、あるいは弁当注文方式とか、共同調理場方式とか、親子方式とかいろんな学校のその給食の実施状況のよさ、あるいはメリット、あるいは工夫しなければいけないことについて調査研究をしてきたところでございます。それが調査状況の報告でございます。それとメリット、デメリットについてでございますが、それぞれ方式によって観点といたしましては、どういうことを実際に見てきたかといいましたら、それぞれの方式で非常に素晴らしいなと思うところと、もう少し久山中学校に導入するためには工夫が要るなという観点が1つございます。それともう一つは、給食実施によって学習やら部活動に大きく影響するものもありましたし、そうじゃないものもありますので工夫をせにやいかんなど。3点目が、実際に弁当給食とかあるいは自校方式とかセンター方式といろんなところあるんですが、食べてみて冷たかったり、あるいは味がまずいとは言われませんが余りおいしくないなというふうな、いわゆる給食の質とか量とか味はどうかとか、あるいは生徒たちあるいは保護者の給食に対する反応はどうかとかそういったものを。もう一つアレルギーに対する対応も聞いて、あるいは食育についても聞きましたが、そういったいろんな観点から実際に見て、食べて、そして先生方にその状況を聞いたところでございます。3点目何て言われましたかね。

（「時間がかかり過ぎる」と呼ぶ者あり）

給食の調査につきましては、町長のほうから指示しておりますが、できるだけ速やかに教育委員会としての考え方を出したと思っておりますが、27年度、昨年度でいろんな状況の方式による給食の状況を調査いたしましたものですから、今年は実際に久山中学校の保護者あるいは生徒たちがどんなふうに給食を思っているのか、そういったアンケート調査等を考慮しながら教育委員会としての考え方を出していきたいなど。決してサボったりしておりませんので、時間をかけてじっくり丁寧にやりたいと思っております。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 確認をさせていただきます。じゃあ食育の学習会中間報告書を28年度3月末に提出、出されるんですね。

（教育長中山清一君「はい、年度末には。中間ではなく最終報告」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ちょっと。

（教育長中山清一君「あ、済みません」と呼ぶ）

済みません、許可を得てから発言をお願いします。

○9番（松本世頭君） 最終報告を出していただきたいと思います。それと先ほどもう一点、議事録の提出についてはいかがなものかお伺いしたいと思います。教育委員会で学校給食について協議された議事録の提出はできます。

（教育長中山清一君「給食についてのですか」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 中山教育長。

○教育長（中山清一君） 済みません。給食につきましては、議会の要請があればそれぞれ協議した内容がこの中間報告書の中にまとまっておりますので、これが給食に関する議事録になりますのでこれについては提出できます。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） ぜひその提出をよろしく願いいたします。

次に、中学校給食実施についてはです。

中学校給食実施については町長も実施すると答弁されてありますが、久山町民の中学校給食の署名約2,500名もの町民の要望があり、議会も全員実施の採択をしております。補助金も約3分の1出ると聞いておりますし、さきの議会の答弁では30年、31年とかいう答弁もありましたけれども、早急に対応できるよう努力すべきと私は思っておりますが、そのことについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 中学校給食については、実施するという方向で私も今教育長に指示を

しているところでございます。そういう形で今調査させてますので、前にも申し上げましたように1番は財政的な問題がございますので、とても28、29は御承知のとおり突出事業が集中してますので、30年以降じゃないと難しいかなと思ってます。そういう時間もありますので、じっくり調査をさせていただきたいなと思ってます。それから、これちょっと余計なことですけども、議会全員実施の採択はあってるんですか、私は初めて今回聞きましたけども。いずれにしても、私としては食育の関係では賛否両方ともそれなりの理由があるだろうと解釈していますので、あとは子育ての今の社会現象の中で子育て支援の立場からはそちらに重点をある程度置いて実施すべきかなと思ってますが、ただ署名あたりもそうでしょうけれども、小学校、幼稚園あたりの御父兄の方たちは恐らくもろ手を挙げて賛成だろうと思うんです。ただ、実際に中学校3年間で今経験してる御父兄の方たちの御意見も参考にさせていただきたいなと思ってます。というのは、やはり給食にすればそれだけの当然父兄からの御負担もいただかななりませんので、そういうことを全部理解した上で給食に入りたいなと思っております。

以上です。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 今の町長の答弁でございますけれども、署名をされたときにその趣旨の説明も皆さんしているかと290円、300円出してもいいっていうことに署名してあると聞いておりますし、今署名された方々、御父兄の方々も一年でも早く、もうせめて中学生生活最後の学校給食を味わわせてやりたいというのが本音でございますので、財政的にいろいろな大きな施設改善事業とかいろいろ今抱えてますので厳しいのもわかりますけれども、補助金をうまく利用して、ぜひ一年でも早く実行していただきたいと思っております。

次、平成27年11月9日、父兄有志による久山中学校実施を図るための推進委員会が発足し、同委員会での町長に対し数項目にわたる内容の給食実施要望書が提出されております。それに対する回答はなされておればまずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 回答はしてません。回答の申し入れというのがそこには何もなかったと思っております。

（9番松本世頭君「ああ、そうですか」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） わかりました。そのことについては、署名推進委員会のメンバーに確認をいたしたいと思っております。

次に入ります。

町の活性化についてでございます。

企業誘致と産業振興対策についてお聞きしたいと思います。町としてどのように取り組んでおられるのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 企業誘致に関しましては、いわゆる町としての大きなそういう企業誘致に関しましては、今現在お話を進めさせてもらってるのは久原本家との関係でございます。誘致というよりも新しいそういう事業ということで、御相談があつてますのでそのお話を進めさせていただいてます。それから、全体の石切、原山地区についてはいつも言ってますけれども、お話といたしますかそういう計画がちょくちょく打診としては私のところには来てますけれども、あれだけの規模ですからきちとした内容でないともた議会の報告ができませんので、そういう形でいろんなこういう中間に立ってある方たちのお話というのは聞いてますけれども、まだそういうこうっていう形で議会のほうに御相談するまでには至ってない、そういう経緯がありますし、あとは、いろんな久山町で一番、企業立地は物流系だろうと思いますけれども、これについては土地利用上の問題がございますので、工業用地としての都市計画のフレーム配分がないとできないという面もございますので、それを待って予定してるところは何カ所かございます。それと現在民有地の中で土地の中を誘致といたしますか、予定されてるところがあるんですけど停滞している、ここ数年ストップの状態のところもございますので、臨機応変に今後用地のフレームの問題もあるし、場所によっては民間からの申し出によって路線免許を持ったようなところであれば市街化調整区域内の農振農用地は別として、大きな道路の沿線であれば開発が可能ということもありますので、これはそういうお話が来たときあたりは、場所は適地があれば積極的にあつせんとかしているところでございます。それから、もう既に皆さんには報告したと思えますけれども、赤坂工業団地にフジパンの関連会社が決まりましたので。安全運輸さんが開発してやったところをフジパン関連企業が来るようになっております。大体それぐらいですか、企業の関係は。それから、産業振興対策は、まさに私としてはエネルギーを費やしてやったのが観光交流センター事業だったんです。これがなくなったから今からというところでございますので、さっきの話じゃないけど産業振興するためには核となる拠点を作ったり、あるいは農業振興のほうから農業振興、観光とかいう形にしていくのか、そういう面は今度はじっくり体制を整えてからやりたいなと思つてます。いずれにしても、キーとなるのは農業であり、農地の活用が今後の産業振興、これは農業だけじゃなく観光、商工として、だから商工にも大きな影響があるだろうし、若い人たちが久山町で何か企業を起こそうとしても久山町に人を呼び込む力がないと新しい事業つちゅうのはこれだけの人口

の町ですからできないと思ってますので、そういう形で再出発という形で進めていきたいと思ってます。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） ただいま町長が述べられましたように、産業振興対策でございます。まさに、これからしっかり農、商、工が一体となって、また議会と自治体が一体となってしっかり協議していかないかん問題だと私は思っております。

それでは次に、質問に入らせていただきます。

先ほど2番の質問の中で、さきの議員の答弁がありましたので別の角度から質問させていただきます。

まず、須恵・新宮線の経過がどうなっておられるんか聞かせていただきたいと思えます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 須恵・新宮線については、糟屋地区では早くから計画線というのを決めて促進をしたいということで県のほうにも要望してきましたけれども、県としては35号線筑紫野・古賀線がまだ完成してないので、これを最優先にしくちゃいけないということで、これが終わるまでは須恵・新宮線については、まだ着手できないということで、要望も上げてくれるなというのが県の言い分でございます。ずっと何度も要望を上げてたんです。だけど、上げてもできないもんだから、まずは県としては筑紫野・古賀線を早期に完成したい。というのは、久山町あたりとか糟屋郡は割と進んでますけど、太宰府方面は全然進んでないから向こうから非常に強い声があつてますので、そういう状況でございます。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 将来的に企業誘致の件でございますけども、石切、原山の開発に伴って小河内川の河川沿いの河川管理のための道路整備も私はやらにゃいかんと思っております。そのことで町長にお伺いしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 小河内川については途中まで今やってるんです、砂防関係だったと思いますけど。いずれにしても、小河内川の河川整備もやらなくちゃならないし、先ほどお話が出た猪野・藤河線をどこに持っていくかなという問題もございます。これについては、小河内川のことは課長のほうから今の状況ば説明させますけれども、河川整備と猪野・藤河線の道路整備、できれば石切開発とあわせてやりたいんですけども、先ほど言われた新宮・須恵線が今ストップしていますので今のところレイクウッドのほうから直線で

的野のほうへ抜ける計画ですけれども、それはいつになるかわかりませんので、町としての35号線までを結ぶ道路整備っていうのは少なくとも早く法線を決めたいなと思ってます。ただ、小河内川沿いにその一番集落を避けていいんですけども、最後は今の交差点に結ばないと信号の距離が近いからあそこに新たな交差点っていうのはできないんじゃないかなと思ってますので、その辺がいびつな形になってるから検討する必要があるし、またもう少し新宮側に出口を造るという方法もあると思いますので、いずれにしても法線だけは早く新宮側とも協議しながら、一応新宮ともそういう打診はしてる経緯もありますけれどもやっていきたいと思ってますので、議会も新宮との懇親会されてますので、そういう話も雑談の中にも入れてもらえればなと思ってます。

○議長（木下康一君） 田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 小河内川の整備に関しましてお答え申し上げたいと思います。

小河内川につきましては、28年度に用地関係の分に、それから調査費を一部、用地につきましては交渉に入りたいと思ってます。それから、調査費につきましては、あそこは大雨で橋が落ちておりますんでそこら辺の調査に入るということで、県のほうから情報が流れております。

以上でございます。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 先ほど町長が述べられました主要幹線道路の整備でございます。猪野・藤河線の整備は、石切、原山の産業振興対策に絶対必要であります。そこで、佐屋の信号を抜けて藤河、黒河地区の上下水道の整備を含めた産業道路整備計画を今後早急に新宮町とも協議して検討すべきだと私は先ほども思っております。そのことについて再度、答弁をお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 下水道ですか。

（9番松本世頭君「いやいや、その地区の下水道も含めて」と呼ぶ）

今、下水道は大谷地区が大体完了しようとしてますので、これから藤河、黒河に入りますと石切地区の開発にとっては上下水道、特に下水道がまだ未整備ですので、これも入っていきたくて思ってます。それから、猪野・藤河線の道路については、先ほど言いましたように、法線について法線だけは早く決めたいなと思ってます。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 町の活性化のためにも、また若者の就業、雇用の創出、税の増収等考えると、町としてしっかり石切、原山の開発には取り組んでいくことを私としては考えております。先ほど町長にも再三申し上げます。県の都市計画の中で工業フレームはといった説明してありますが、町長だけの力じゃ限度があると思いますのでぜひ県議等の、また衆議院議員等の力をかりて、ぜひ頑張っってその辺なのはいろんな担当の町長ともお互い協議されて、枠を譲っていただくとかそういう協議もしていただいて、ぜひフレームをとっていただきたいと思います。この点についてどう思いますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私もそれなりに県の上のほうにお願いしましたし、今後も行かなくちゃいけないなと思ってますし、今おっしゃったように使える力をぜひ活用してから、地元議員さん、県会議員さんあたりもお願いをしてるところでございます。各議員さんにおかれましてもそういうつてがあったら、久山町はよその町と違った独特の調整といいますか、市街区域、調整区域を97%してる町ですから、ある程度そういう県の配分ていいですか、御理解がなければ、なかなかまちづくりが難しい町でございますので、もしそういうようなつてがあればぜひまた皆さんのほうからもプッシュといいますか、お願いできればなと思ってます。いずれにしても、私としてもできるだけもらえるよう努力をしてまいりたいと思います。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） せんだって、原山地区に数年になりますけど、用地はないでしょうかと言って企業さん方もおられる。また、私ら役場に行きなさいというように勧めた経緯があります。そういうことで、企業さんはいろんな土地を探してありますんで、ぜひ石切、原山地区の開発に努力をしていただきたいと思っておりますし、せんだって粕屋署の署長とお会いしましていろいろなお話の中で、原山地区に国交省の出先機関を誘致したらどうでしょうかとお話もありまして、省庁もいろんなとこに出張所等を持ってきます。いろんな角度からそういうふうなことも含めてぜひ頭を絞っていただきたいと思っております。石切、原山地区の企業誘致を進めるためにも、また先ほど申しましたように藤河、黒河地区の上下水道整備を含めて、また新宮町との法線の協議をされて、早急に石切、原山地区の開発に町として、また議員我々も一緒になって取り組んでいきたいと思っておりますんで、再度町長の答弁を聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私も努力してまいりたいと思いますのでぜひ議会も一緒にまた、時期が来ましたらお願いもするだろうし、またそういう声があれば聞かせていただきたいと思

います。

○議長（木下康一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後4時25分